

平成24年第4回横手市議会6月定例会会議録

議事日程（第1号）

平成24年6月11日（月曜日）午前10時開会

- 第 1 永年勤続者の表彰状伝達
- 第 2 会議録署名議員の指名について
- 第 3 会期の決定について
- 第 4 議長報告について
- 第 5 市長の当面の市政運営についての所信説明
- 第 6 諮問第 8号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 7 報告第16号 平成23年度横手市一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 第 8 報告第17号 平成23年度横手市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 9 報告第18号 平成23年度横手市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第10 報告第19号 平成23年度横手市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第11 報告第20号 平成23年度横手市集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第12 報告第21号 平成23年度横手市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第13 報告第22号 平成23年度横手市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 第14 議会案第4号 横手市議会基本条例
- 第15 議案第73号 横手市印鑑条例等の一部を改正する条例
- 第16 議案第74号 横手市障害者支援施設設置条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第75号 横手市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第76号 横手市火災予防条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第77号 土地の処分について
- 第20 議案第78号 財産の取得について（緊急告知FMラジオ及び外部アンテナ）
- 第21 議案第79号 財産の取得について（高規格救急自動車）
- 第22 議案第80号 財産の取得について（消防ポンプ自動車）
- 第23 議案第81号 秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- 第24 議案第82号 平成24年度横手市市営温泉施設特別会計への繰入額の変更について
- 第25 議案第83号 平成24年度横手市一般会計補正予算（第3号）
- 第26 議案第84号 平成24年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第27 議案第85号 平成24年度横手市介護保険特別会計補正予算（第1号）

- 第28 議案第86号 平成24年度横手市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）
第29 議案第87号 平成24年度横手市介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）
第30 議案第88号 平成24年度横手市指定通所介護事業特別会計補正予算（第1号）
第31 議案第89号 平成24年度横手市障害者支援施設特別会計補正予算（第1号）
第32 議案第90号 平成24年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第1号）
第33 議案第91号 平成24年度横手市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
第34 議案第92号 平成24年度横手市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
第35 議案第93号 平成24年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第1号）
第36 議案第94号 平成24年度横手市水道事業会計補正予算（第1号）
第37 議案第95号 平成24年度横手市下水道事業会計補正予算（第1号）
-

本日の会議に付した案件

議事日程第1号に同じ

出席議員（29名）

1 番	木村清貴	2 番	佐藤誠洋
3 番	高橋聖悟	4 番	土田百合子
5 番	青山豊	6 番	齊藤勇
7 番	立身万千子	8 番	鈴木勝雄
9 番	小野正伸	10番	遠藤忠裕
11番	土田祐輝	12番	高橋大
13番	小沢秀宏	14番	堀田賢逸
15番	佐藤徳雄	16番	佐々木誠
17番	菅原恵悦	18番	齋藤光司
20番	佐藤清春	21番	佐藤忠久
22番	寿松木孝	23番	播磨博一
24番	佐々木喜一	25番	佐藤功
26番	塩田勉	27番	奥山豊
28番	阿部正夫	29番	高橋勝義
30番	田中敏雄		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者（30名）

市 長	五十嵐 忠 悦	副 市 長	鈴木 信 好
副 市 長	佐 藤 良 吉	教 育 長	高 橋 準 一
総務企画部長	浮 嶋 伸	財 務 部 長	石 山 清 和
市民生活部長	小 丹 茂 樹	健 康 福 祉 部 長	柴 田 恒 宏
産業経済部長	遠 藤 久 志	建 設 部 長	照 井 康 晴
上下水道部長	鈴 木 弘 志	教 育 総 務 部 長	小 川 良 平
教育指導部長	佐々木 孝 雄	消 防 長	泉 田 榮 次
市立横手病院 事務局長	佐 藤 正 弘	市立大森病院 事務局長	金 澤 和 彦
総務企画部次長 兼 人事課長	皆 川 規 和	総 務 企 画 部 長 総 務 課 長	佐 藤 亮
総 務 企 画 部 長 経 営 企 画 課 長	高 橋 嘉	財 務 部 財 政 課 長	三 浦 淳
総務企画部次長 兼 市長公室長	小田嶋 利 宏	横 手 地 域 局 長	石 山 昭 一
増田地域局長	遠 藤 晴 美	平 鹿 地 域 局 長	眞 田 正 照
雄物川地域局長	福 岡 新 作	大 森 地 域 局 長	高 山 勇 光
十文字地域局長	鈴 木 淳 悦	山 内 地 域 局 長	照 井 礼 司
大雄地域局長	鈴 木 康 和	市 民 生 活 部 長 国 民 年 金 課 長	佐 藤 均

事務局職員出席者

事 務 局 長	高 橋 実	主 幹	佐 藤 しげ子
総務担当主査	佐 藤 和 志	議事調査担当主査	長 瀬 肇
議事調査担当主査	松 井 尊 臣		

◎開会及び開議の宣告

- 佐藤清春 議長 平成24年第4回横手市議会6月定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

◎永年勤続者の表彰状伝達

- 佐藤清春 議長 日程第1、永年勤続者の表彰状伝達を行います。
去る5月23日、東京日比谷公会堂で開催された第88回全国市議会議長会定期総会において、高橋勝義副議長が、正副議長表彰とあわせて、議員在職25年以上の永年勤続表彰を受けられました。
在職15年以上の勤続者として土田祐輝議員、在職10年以上の勤続者として佐々木喜一議員がそれぞれ表彰されました。
また、全国市議会議長会評議員として塩田勉前議長と私が感謝状を贈呈されてまいりました。
それでは、ただいまから表彰状伝達を行います。
- 高橋実 事務局長 佐藤清春議長におかれましては、同定期総会席上におきまして直接感謝状を受けられておりますので、当議場での感謝状伝達は割愛させていただきます。
それでは、表彰状の伝達を行います。お名前をお呼びいたしますので、4名の方は演壇の前へお進みください。
高橋勝義副議長、土田祐輝議員、佐々木喜一議員、塩田勉前議長、前にお願いたします。
初めに、高橋勝義副議長、どうぞ前のほうへ。
- 佐藤清春 議長 表彰状、横手市、高橋勝義殿。あなたは市議会副議長として4年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第88回定期総会に当たり、本会表彰規程により表彰いたします。平成24年5月23日、全国市議会議長会会長、関谷博。代読であります。おめでとうございます。
(拍手)

【表彰状伝達】

- 高橋実 事務局長 高橋勝義副議長におかれましては、もう一つ永年勤続の表彰がございます。再度、前のほうへ願いたします。
- 佐藤清春 議長 表彰状、横手市、高橋勝義殿。あなたは市議会議員として25年の長きにわたって市政の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがありますので、第88回定期総会に当たり、本会表彰規程によって特別表彰をいたします。平成24年5月23日、全国市議会議長会会長、関谷博。代読であります。おめでとうございます。(拍手)

【表彰状伝達】

- 高橋実 事務局長 次に、土田祐輝議員。
- 佐藤清春 議長 表彰状、横手市、土田祐輝殿。あなたは市議会議員として15年、市政の振興に努めら

れ、その功績は著しいものがありますので、第88回定期総会に当たり、本会表彰規程により表彰いたします。平成24年5月23日、全国市議会議長会会長、関谷博。代読であります。おめでとうございます。

(拍手)

【表彰状伝達】

○高橋実 事務局長 次に、佐々木喜一議員。

○佐藤清春 議長 表彰状、横手市、佐々木喜一殿。あなたは市議会議員として10年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第88回定期総会に当たり、本会表彰規程により表彰いたします。平成24年5月23日、全国市議会議長会会長、関谷博。代読であります。おめでとうございます。

(拍手)

【表彰状伝達】

◎全国市議会議長会感謝状伝達

○高橋実 事務局長 次に、塩田勉前議長。

○佐藤清春 議長 感謝状、横手市、塩田勉殿。あなたは全国市議会議長会評議員として、会務運営の重責に当たられ、本会の使命達成に尽くされた功績はまことに顕著なものがありますので、第88回定期総会に当たり、深甚な感謝の意を表します。平成24年5月23日、全国市議会議長会会長、関谷博。代読であります。おめでとうございます。(拍手)

【感謝状伝達】

○高橋実 事務局長 以上で表彰状の伝達を終了いたします。(拍手)

◎会議録署名議員の指名について

○佐藤清春 議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、14番堀田賢逸議員、15番佐藤徳雄議員を指名いたします。

◎会期の決定について

○佐藤清春 議長 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から6月27日までの17日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、会期は17日間と決定いたしました。

◎議長報告について

○佐藤清春 議長 日程第4、議長から議長報告及び市長から横手市土地開発公社ほか7法人のそれぞれの平成23年度経営状況説明書が提出されましたので、お手元に配付しております。

◎市長の当面の市政運営についての所信説明

○佐藤清春 議長 日程第5、市長より当面の市政運営についての所信説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 おはようございます。

平成24年6月横手市議会定例会の開会に当たり、市政運営に関する基本的な考えとして所信を述べさせていただくとともに、当面する市政の重要課題についてご説明申し上げ、市民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

初めに、東日本大震災から1年が経過し、市では急がれる被災地のがれき処理の受け入れ準備など震災復興支援に取り組んでいるさなか、4月初めの急速に発達した低気圧の影響で、またしても自然の猛威による甚大な被害が発生いたしました。今回の暴風で被害を受けられた皆様に心からお見舞いを申し上げます。

市内では広い範囲で停電が発生し、市民生活への影響が再び大きいものとなりました。そのため、市では東北電力横手営業所と平成20年に締結している「災害時の協力に関する覚書」の運用について、去る5月16日に改めて協議を行い、非常時における情報交換や連絡体制について確認を行ったところであります。今後も油断せずに市民への連絡体制など、市として万が一に備えることの大切さを再確認しながら防災対策強化に努めてまいります。

県内では、5月に入っても低温の日が多く、肌寒い日が続きました。田植え作業も平年より3日ほどおくれたようであります。農作物の生育は気象条件に左右されるため、今後の天候には十分注意を払い、農作物のこまめな管理を徹底していただくよう農家の皆様へ周知し、品質と収量の確保に努めてまいります。

今国会で野田首相は、「政治生命をかける」と明言して、「消費税増税を含む社会保障と税の一体改革関連法案」の成立を目指しております。この財政再建の軸となる関連7法案は、日本の将来と国民生活に深くかかわる重要な法案だけに、大局を見据えた真摯な議論を重ねるとともに、高齢化社会の進展に向けた、よりよい改革案を期待したいものであります。

内閣府は、5月の月例経済報告で景気の基調判断を9カ月ぶりに上方修正しております。しかしながら、ギリシャでは、財政の緊縮策をめぐる対立でギリシャ議会総選挙が再選挙になるなど金融不安が続いており、欧州の政府債務危機が再び高まることで、景気回復傾向にある日本経済への影響が懸念されるところであります。

現下の経済・雇用情勢は依然厳しい状況が続いています。安定的な行政運営を進め、住む人が安心し

て暮らせるまちを目指すためには、将来もこうした経済情勢を打開する施策を着実に実行することが求められます。そのため、国や県の施策の動向だけではなく、新しい動きに対して積極的に対応していくことが必要と考えております。

県内では産業界が中心となり、新たな販路を開拓して農業の可能性を引き出そうとする動きもあり、市民が受け継いできた文化、産業、食、自然など地域の特性を生かし、創意工夫を凝らして雇用を生み出す取り組みを引き続き進めてまいります。

2つ目の、新たな施策等への取り組みについてであります。

(1)災害対策についてであります。

2年連続の豪雪と4月初めの暴風による大規模な災害は、市民のライフラインにも影響をもたらしました。

本年1月12日に設置しました横手市雪害警戒部については、融雪期の災害がおおむね終息した5月1日に解散いたしました。農業被害につきましては、昨年、産業経済部に設置しました農業雪害対策部で、引き続き対応をしております。

今後の防災対策につきましては、横手市防災会議庁内検討部会で総合的な協議と実践を行いながら、防災ラジオや防災パンフレットを配布し、その活用の周知を図るなど、市民の皆様の自主的な地域防災活動への支援を進めてまいります。

横手市地域防災計画につきましては、県で現在行っている地震被害想定の見直しを受けて、全面改訂を行うこととしておりますが、非常体制設置基準や職員動員体制など、早急に修正が必要な部分については、7月中に一部改訂を行う予定であります。

(2)の暴風被害の復旧支援等についてであります。

4月3日から4日にかけての急速に発達した低気圧による暴風被害につきましては、現在も横手市暴風災害連絡部において、復旧への支援を行っております。

今回の暴風災害では、一般廃棄物や産業廃棄物の処分が急がれることから、被災した方への災害廃棄物処分費用の一部助成を予備費で対応いたしました。受付期間である5月16日までの支援状況は、104件で総額54万1,900円となっております。

暴風災害倒木処理費用の助成状況につきましては、4月25日から5月31日までの受付期間内に、40件に対し総額330万円の助成金を支給したところであります。

次に、農業関係の被害状況であります。5月31日現在で被害総額は約3億3,100万円となっております。その内訳は、農業用施設が826棟で、約2億7,600万円であり、農作物では、シイタケや花卉、野菜などで約5,500万円となっております。

特にパイプハウスなどの園芸施設や畜産飼養施設が甚大な被害を受けており、現在、農業生産施設支援事業には161棟分の事業申請が提出されております。

また、県と市で利子補給を行う暴風被害復旧支援資金については、5月の連休明けからJAなど、金

融機関で融資の申し込みの受付を行っております。

今後も、被害を受けた農家の生産体制の復旧に向けて、JAなど関係機関と連携して支援してまいります。

暴風により被害を受けた家屋の修復工事費用の一部を助成する暴風被害家屋修復支援事業につきましては、さらに3,400万円の予算の追加が必要と判断し、先般の臨時議会でご承認いただいたところであります。5月31日時点での申請件数は345件で、支援金申請額は2,650万円となっております。

また、暴風災害により全壊または半壊した住家・非住家の所有者に対しましては、災害見舞金条例に基づき見舞金を支給しており、この災害による支給件数は、現在のところ7件で23万円となっております。

(3)のさらに安全で安心な農作物の提供に向けてであります。

「食と農からのまちづくり」事業を推進している本市におきましては、農作物の安全・安心の確保は最大の課題といえます。このため東日本大震災の発生以降は、市民の皆様にご安心していただくため、空気中の放射線量はもちろん、農産物や飲料水などの放射性物質検査を行い、ホームページなどで公表してまいりました。その検査結果につきましても、大震災発生以前と変わらない安全な状況であることが確認されております。

しかしながら、農産物の検査などについては、市独自の検査機器がないため、県や民間の機関で検査を行ってきたのが現状です。

放射能対策については、横手市で生産された農産物や加工品の安全性を確認するなど、今後も長期的な対応が必要と考え、独自検査を行う機器購入の補正予算を計上しております。

検査機器導入により、生産者や消費者が利用しやすい検査システム体制を構築し、さらに、いつでもより安全・安心な横手農産物の提供や消費ができるよう努めてまいります。

(4)の重要伝統的建造物群保存地区選定に向けた取り組みについてであります。

増田の歴史的な町並みを構成している建物などの保存と活用につきましては、平成22年度、23年度の2カ年で「増田地区伝統的建造物群保存対策調査」を実施しており、去る5月26日に調査報告会を開催いたしました。

報告会では、調査委員会会長の工学院大学教授、後藤治氏を初めとした委員の代表から、増田地区の景観特性や伝統的建造物の特性、今後のまちづくりの課題等について報告していただき、国の「重要伝統的建造物群保存地区」の制度についても解説していただきました。

今後は、国から重伝建地区として選定されるよう、増田の町並みや建造物等の保存と継承、活用のあり方について住民の皆さんと協議しながら保存計画等を検討してまいります。

また、増田固有の歴史的な価値を増田地域以外でも共有することで、市全体が豊かになるための施策を推進してまいります。

なお、今議会には、増田の町並みを通年型の観光地として全国に展開し、観光客のさらなる増加を目

指すための経費を計上しております。

(5)の公共施設再生可能エネルギー等導入事業についてであります。

当市では、非常における避難所や防災拠点に対する再生可能エネルギー等の導入を支援する、環境省の基金事業を活用し、公共施設再生可能エネルギー等導入事業を実施することとしております。

事業内容は、横手市地域防災計画に避難施設等として位置づけられている公共施設のうち18施設に、今年度から平成27年度までの4年間で太陽光発電システム、蓄電池設備、LED街灯などを導入しようとするものであります。

今会議には、大雄庁舎及び雄物川保健センターに太陽光発電システムと蓄電池設備を設置する工事費のほか、来年度、山内庁舎並びに平鹿中学校に設備を設置するための設計業務委託費の補正予算を計上しております。

(6)の福祉医療制度の拡大についてであります。

当市では現在、子どもに対する福祉医療制度として、未就学児の通院と入院医療費、そして小学生の入院医療費に対する助成制度を実施しております。これは、所得制限や一部自己負担を設けている秋田県の福祉医療制度を市独自に拡充して実施しているものであります。

今般、少子化対策の一環として、さらなる子育て支援策の強化を図ることを目的に、対象を拡大し、小学生の通院医療費にも全額助成したいと考えております。

開始時期につきましては、県が新たに小学生まで対象を拡大して実施する8月1日を予定しております。

なお、拡大に係る経費は、今年度は4,764万円を見込んでおり、今議会に補正予算を計上しております。この予算における県の補助金は1,656万円で、市の負担は3,108万円を予定しております。

(7)の介護老人福祉施設の整備についてであります。

市では、第5期介護保険事業計画・高齢者福祉計画に基づいて、今年度に地域密着型特定施設29床と、来年度までに介護老人福祉施設89床の増床を計画しております。

このうち、介護老人福祉施設9床は、既存施設に増床することとしておりますが、地域密着型特定施設29床と介護老人福祉施設80床については、公募による総合評価方式によって、8月末までに事業者を決定することとしております。

この施設整備により、在宅待機の方などの解消につながるものと期待しております。

(8)の新たな観光振興の取り組みについてであります。

当市では、これまでも観光振興に力を入れてまいりましたが、国外からの観光客の増加や旅行形態の変化などに柔軟に対応でき、各地域の行事や増田の町並みなど、地域の強み同士が連携できる「強い横手の観光」を目指し、「横手ならでは」の観光施策を進めるため、「横手市観光振興計画」を策定いたしました。

計画策定に当たりましては、昨年5月に観光関連団体や一般市民を含む34人による「策定委員会」を

設置し、1年間協議をしてまいりました。

策定委員会では、「観光資源掘起しと活用」や「農商工連携」など7つのテーマで議論を重ね、「横手の冬をブランド化プラン」など、18のアクションプランを実施する計画としております。

計画期間は今年度から平成27年度までの4年間ですが、毎年度社会情勢に即した見直しを図るとともに、進行管理を徹底し「元気な横手」を目指して着実に実行してまいります。

(9)の横手市土地開発公社の解散についてであります。

横手市土地開発公社は、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することを目的として昭和48年に設立しており、現在までに工業用地や宅地の開発事業を初め、各公共事業用地を先行取得し、市の発展に努めてまいりました。

しかしながら近年では、地価が下落するなど公共用地を先行取得する意義が低下しているほか、新たに土地を取得しての公共事業が激減してきており、公有地の拡大の計画的な推進や事業の円滑化に寄与するとして公社設立時の所期の目的はほぼ達成されたと認められるため、本年度中に解散することになりました。

このことについては、先般開催された横手市土地開発公社役員会において協議し確認しており、今後は、負債の整理や財産処分を実施した後、県に対する解散認定の申請準備を進めてまいります。

3番目の平成24年度事業等の進捗状況についてであります。

(1)横手市デマンド交通についてであります。

市民生活における交通手段は、交通空白地域の利便性や交通弱者の移動方法など、以前からの大きな問題でありました。「横手デマンド交通」は、この既存の公共交通システムの課題を解決するための1つの手法として試行するものであり、市と横手市地域公共交通活性化協議会、市内タクシー会社10社との間で運行協定を締結し、4月16日から試験運行を開始しております。

運行開始から1カ月を経過した5月15日時点では、運行回数が1,483回、利用者数が1,824人となっております。1日当たりの平均利用者数は約96人であり、当初想定していた50人を上回るペースでご利用いただいているほか、たくさんのご意見やご要望、ご提案をちょうだいしております。

今後は市民の皆様からのご意見等を参考にし、運行エリアや料金設定など、運行方法について見直しを行いながら、横手市にふさわしい新たな公共交通システムの構築に向けて検討を進めてまいります。

(2)の地域づくり協議会についてであります。

初めて改選を迎えた第2期地域づくり協議会では、私の率直な思いをお伝えし、委員の方々が抱く地域への強い思いや情熱を実感することができました。

第1期経験の委員からは、地域づくり予算枠の中で事業の立案や提案された事業の審査を行うことの難しさ、また、自分たちが主体的に判断し、事業化していく過程を経験できたことの意義が述べられました。

今後は、新しい委員の方と一緒に、より一層の地域課題の解決に取り組んでもらえるものと期待して

おります。

(3)の空き家対策についてであります。

本年1月1日に横手市空き家等の適正管理に関する条例を施行し、冬期間の屋根の雪おろしや雪庇の除去などに関する所有者への助言、指導や、4月の暴風後における適正管理の注意喚起など、その安全確保に努めてきたところであります。

対策の推進に当たっては、所有者の判明しない建物が相当数あることから、この調査に要する書類の閲覧や提供を求めることが必要であり、今議会に「調査権」の規定を盛り込んだ空き家条例の一部改正を提案しております。

また、老朽化し、倒壊等の危険性が高い空き家につきましては、引き続き所有者に適正な管理を促すほか、解体撤去費用に対する一部助成や解体後に跡地の有効活用を図る「老朽危険空き家対策事業」を創設することとし、そのための事業費を今議会の補正予算に計上しております。

市民の皆様の安全・安心の確保と、生活環境の保全のため、今後とも空き家対策を進めてまいります。

(4)の国民健康保険についてであります。

初めに、国保財政の状況であります。その安定化を図るために策定した「財政健全化計画」に基づき、平成22年度から2年間で、2億5,008万円の法定外繰り入れを実施いたしました。

その結果、平成23年度の決算状況は、1人当たりの保険給付費は2.8%増加しましたが、歳出予算に対して、医療費が1億5,000万円少なかったことや、歳入では、国の特別調整交付金や財政安定化支援事業の支援金が増額されたことなどから、繰越金は6億円になる見込みであります。また、財政調整基金に3,700万円を積み立てし、基金残高は5,000万円となっております。

次に、今年度の事業運営につきましては、「財政健全化計画」に基づいた法定外繰り入れを行い、さらに、繰越金から基金に2億円を積み立てし、財政基盤の強化を図ってまいります。

今年度の国保税につきましては、昨年度と同じ税率で国保税の所要額を満たすことから、税率を据え置きたいと考えております。

なお、来年度以降の「国保財政計画」につきましては、本年4月に国会で成立した「国保改正法」の影響を分析し、あわせて国の動向を注視しながら方針を立て、ことし秋ごろから議員の皆様との協議を始めたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

(5)の岩手県の災害廃棄物の受け入れについてであります。

東日本大震災により発生した災害廃棄物の受け入れにつきましては、秋田県と岩手県が締結した「災害廃棄物の処理に関する基本協定」に基づき、野田村の可燃系混合廃棄物を本年9月から東部環境保全センターで処理する予定で、これまで住民説明会や現地視察を行っております。

4月24日には、野田村へ市議会厚生常任委員の皆様や関係する市民の方々40人と一緒に現地調査を行い、廃棄物の仮置き場の確認と空間放射線量を計測し、横手市の通常の線量と変わらないことを確認しております。また、これまでも釜石市など被災地の現状を目にしておりますが、うずたかく積まれたが

れきの山に圧倒されると同時に、穏やかな日常を一瞬のうちに奪われた人々の無念さ、憤りを改めて痛感させられました。また、このがれきを片づけないことには、復旧・復興は進まないという思いを新たにしたところでもあります。

この調査結果につきましては、4月27日に南東地区最終処分場が立地している平鹿地域の荒処町内会の皆様と、東部環境保全センターの周辺地域であります朝倉地区会議の役員の皆様へご説明申し上げました。

さらに、5月12日から13日の2日間にわたっては、全市民を対象とした説明会を「あさくら館」にて開催いたしました。当日は環境省や岩手県、秋田県の職員も出席し、放射能についての基本的な事項や広域処理の必要性、そして安全性の確保について説明いたしました。また、5月30日には広域処理への理解を深めていただくよう、希望された市民の方々27人には野田村の現地視察へ行っていただきました。

災害廃棄物の受け入れに関しましては、3月議会において議員の皆様からも決議をいただいておりますので、今後、試験焼却の実施や運搬ルート協議など安全性を市民の皆様と一緒に検証し、着実に準備を進めてまいります。

(6)のごみ処理統合施設整備事業についてであります。

安全・安心なごみ処理統合施設整備を目指すため、昨年8月に設置いたしました「ごみ処理統合施設整備検討委員会」では、これまで公害防止基準や余熱利用、ごみの分別区分などの多岐にわたる項目について検討をいただき、今年8日に開催された第9回整備検討委員会において最終報告書を提出していただきました。

委員の皆様には、これまで約1年間にわたって幅広いテーマで検討を重ねていただきまして、深く感謝を申し上げます。今後は、ご報告いただいた内容とあわせて、工事の入札方式や施設の処理方式、事業方式など、事業の骨格となる各種の項目について最終的に取りまとめ、7月中には事業の実施方針を決定したいと考えております。その上で、今年度は入札に必要な債務負担行為の設定を9月議会に提案し、10月には入札公告を予定しております。

次に、「ごみ処理統合施設環境保全委員会」につきましては、地元町内会や小・中学校PTA、土地改良区等の関係団体、各地域づくり協議会委員、さらに、県環境指導課から1人と公募による3人を加え、合計25人の委員で、今月中に1回目の委員会を開催する予定であります。委員会には、建設地周辺環境調査の計画説明と、ごみ処理統合施設整備事業の現在の進捗状況について報告するとともに、委員の皆様から周辺環境についてのご意見をいただくこととしております。

今後とも、関係する地域の皆様を初め市民の皆様への丁寧な説明に努めるとともに、市報やコミュニティFM放送、出前講座などによって事業内容を理解していただけるよう、広く積極的に情報提供をしてまいります。

(7)の雇用情勢についてであります。

ハローワーク横手が5月29日に公表した4月末現在の管内の有効求人倍率は0.47倍で、引き続き厳し

い状況にあります。

4月下旬には、自己破産申請の準備に入った企業の情報があつたことから、聞き取りにより現況を確認しながら相談に応じてきたところであり、就職面接会の案内など再就職に関する情報を引き続き提供していくこととしております。

こうした中、雇用情勢が厳しい地域へ厚生労働省が支援する「実践型地域雇用創造事業」の採択地域が5月11日に公表され、県内では当市と由利本荘市が選定されました。

この事業は横手市雇用創出協議会が実施するものであり、当市では6次産業化の推進やソーシャルネットワークサービス等を活用した個人や少人数での創業を推進し、雇用機会の拡大を目指すこととしております。

今後も当市における雇用の維持・拡大については、関係機関との連携、特に県との機能合体のメリットを有効に活用しながら、事業所、企業の情報をタイムリーに把握するとともに、市の支援策を積極的に推進し、求人の掘り起こしと開拓を図ってまいります。

(8)の小・中学校統合計画及び給食センター建設計画についてであります。

平成25年度に開校予定の横手北中学校につきましては、昨年度から造成工事、校舎・体育館建設工事などに着手しており、5月末の校舎・体育館建設工事の進捗率は32%で順調に推移しております。また、5月からは横手地区統合小学校の造成工事も行っております。

雄物川地区小学校統合事業では、旧雄物川中学校の敷地を統合小学校用地として使用するため、旧校舎の解体工事を今月中に発注し、年内に完了する予定としております。また、統合小学校建設設計につきましては既に完了しておりますので、地区住民や雄物川地区3小学校のPTAを対象とした説明会を7月に開催いたします。今後、雄物川地区統合小学校開校準備委員会を11月に組織し、開校に向けた準備を進めてまいります。

大雄地区小学校統合事業では、大雄地区2小学校の教職員・PTA役員で組織する大雄地区統合小学校校舎検討委員会を今月から立ち上げ、校舎の増築・整備について検討してまいります。

なお、学校給食センター建設工事につきましては、4月に地質調査を行い、5月からは造成工事と設計業務を進めているところであります。

(9)の平成24年度国民体育大会東北予選及び第5回横手わか杉カップについてであります。

平成24年度国民体育大会東北ブロック大会兼第39回東北総合体育大会につきましては、横手市実行委員会を5月9日に設立いたしました。

当市では、バレーボール競技が、横手体育館と増田体育館を会場に8月17日から19日まで3日間の日程で開催されます。

秋田県実行委員会等関係団体との連携を図り、多くの方々の協力を得ながら、東北六県より少年男女、成年男女、合わせて24チーム、312人の選手をお迎えし実施してまいります。

また、7月13日から3日間にわたり、雄物川体育館を会場に全国の強豪チームを招聘し、全国ブロッ

ク選抜高校男子バレーボール大会第5回横手わか杉カップを開催します。

市民の皆様には、全国の強豪チームのはつらつとしたプレーを観戦していただくことで、多くの感動を得ていただけるものと思っております。

4番目の補正予算についてであります。

今議会に提案しております一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、雪害及び暴風被害による公共施設等の修繕経費、再生可能エネルギー導入事業、福祉医療給付費、老朽危険空き家対策事業などのほか、人事異動の現員現給に伴う人件費が主な内容となっております。補正額は、6億6,272万5,000円で、補正後の予算総額は、500億826万7,000円であります。

主な事業を申し上げますと、暴風被害等公共施設修繕費に5,879万1,000円、再生可能エネルギー導入事業に7,580万円、福祉医療給付費に4,764万円、老朽危険空き家対策事業に1,636万4,000円、環境保全センター共通管理費に1億1,102万1,000円、西部地区最終処分場管理費に6,057万6,000円、廃棄物処理統合施設整備事業に1,785万円、木造公共施設等整備事業に2,400万円、産地収益力向上推進事業に1,462万4,000円などであります。

終わりに、今議会に提案しております案件は、諮問案件1件、繰越計算書の報告案件7件、条例の一部改正案件4件、土地の処分案件1件、財産取得案件3件、その他の案件1件、繰入額の変更議案1件、平成24年度一般会計補正予算案など補正議案13件の合計31件であります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。所信説明といたします。

○佐藤清春 議長 暫時休憩いたします。

再開時間は午前11時といたします。

午前10時55分 休憩

午前11時01分 再開

○佐藤清春 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諮問第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第6、諮問第8号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第8号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第8号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 ただいま議題となりました諮問第8号人権委員擁護者の推薦についてでございますが、人権擁護委員候補者として次の者を法務大臣に推薦いたしたく、意見を求めようとするものであります。

住所は、横手市増田町増田字月山西12番地19にお住まいの織田智恵子氏、昭和19年9月29日のお生まれの方でございます。

提案理由といたしましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき意見を求めるものでございます。

よろしく願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから諮問第8号を採決いたします。本案は原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第8号は原案のとおり答申することに決定いたしました。

◎報告第16号の上程、説明、質疑

○佐藤清春 議長 日程第7、報告第16号平成23年度横手市一般会計継続費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。財務部長。

○石山清和 財務部長 ただいま議題となりました報告第16号平成23年度横手市一般会計継続費繰越計算書の報告についてをご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

この報告は、一般会計におきまして、平成23年3月議会並びに平成23年6月議会及び平成23年12月議会で議決をいただきました継続費の平成23年度分につきまして、平成24年度へ繰越をし、その計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき議会に報告するものでございます。

その概要につきましてご説明いたしますので、2ページをごらんいただきたいと思います。

4款衛生費、2項清掃費、4目廃棄物処理統合施設整備事業で31万6,000円を翌年度へ繰り越してお

ります。これは基本設計及び事業所選定支援等業務委託で関係機関との調整に不測の日数を要したことにより、平成24年度へ逡次繰越するものでございます。

8款土木費4項都市計画費、1目都市計画総務費で、まちづくり交付金事業において5億2,045万8,000円を翌年度へ繰り越してございます。これは関係機関との協議に不測の日数を要したことにより、平成24年度へ逡次繰越をするものでございます。

次に、10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費で横手地区中学校統合事業において9億6,619万円を繰り越してございます。これは関係する他の工事との調整に日数を要したほか、早期の降雪で工事のおくれが発生したことにより、平成24年度へ逡次繰越するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第16号の報告を終わります。

◎報告第17号の上程、説明、質疑

○佐藤清春 議長 日程第8、報告第17号平成23年度横手市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について報告を求めます。財務部長。

○石山清和 財務部長 ただいま議題となりました報告第17号平成23年度横手市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてをご説明申し上げます。

議案書の3ページをお開きいただきたいと思います。

この報告は、平成23年度から平成24年度に繰り越して使用する歳出予算が生じたため、平成23年12月及び平成24年3月議会で議決をいただきました繰越明許費を設定した事業について、その計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、議会に報告するものでございます。

平成23年度の繰越計算書の内容でございますが、今回の繰り越しは関係機関との協議調整に不測の日数を要したこと、それから国による補助金等の交付決定がおくれたことによりまして、冬期に入り工事等の施工が困難になったことなどが主な理由となっております。

それでは、各款ごとにまとめまして説明いたしますので、4ページをお開きいただきたいと思います。

2款総務費では、住民情報系運用管理など2事業4,004万2,000円を繰り越してございます。このうち地籍調査事業は、震災の影響や冬期に入り積雪のため現地立ち入りが困難になったことによりまして、3,111万7,000円を繰り越してございます。

4款衛生費でございますが、保全センター共通管理費1事業を繰り越してございます。これは東部環境保全センターの煙突改修工事で、工法の検討や関係機関との調整に不測の日数を要したことにより、

8,851万9,000円を繰り越してございます。

次に、6款農林水産業費では、強い農業づくり交付金事業など4事業3億7,938万円を繰り越してございます。このうち強い農業づくり交付金事業では、雄物川カントリーエレベーター建設事業で国の4次補正予算で補助金が決定となり、年度内での事業完了が困難になったことから、3億6,750万円を繰り越してございます。

次に、8款土木費では、くらしのみちづくり事業など7事業5億347万9,000円を繰り越してございます。このうち地方道路交付金事業では、関係機関との協議に不測の日数を要したことにより、2億1,379万5,000円を繰り越してございます。

5ページをごらんいただきたいと思えます。

9款消防費では、緊急告知FMラジオ設置事業を繰り越してございます。これは、タイの洪水被害による部品調達困難や過疎債を活用するため、平成24年度事業分を3月補正にて前倒ししたことにより年度内の事業完了が見込めないことから、1億1,178万4,000円を繰り越してございます。

次に、10款教育費では、社会教育施設長寿命化事業など2事業を繰り越してございます。このうち給食センター統合事業では、新統合センターの建設規模などの決定のおくれによりまして、基本及び実施設計の年度内完了が見込めないことから4,186万円を繰り越してございます。

11款災害復旧費では、林業施設災害復旧費など2事業8,371万6,000円を繰り越してございます。このうち林業施設災害復旧費では、昨年6月の豪雨災害の復旧事業で、冬期に入り工事の施工が困難になったことによりまして、6,750万円を繰り越してございます。

一般会計では、19事業12億5,178万円が繰り越しとなっております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。これで報告第17号の報告を終わります。

◎報告第18号の上程、説明、質疑

○佐藤清春 議長 日程第9、報告第18号平成23年度横手市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について報告を求めます。建設部長。

○照井康晴 建設部長 ただいま議題となりました報告第18号平成23年度横手市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

議案書の6ページでございます。

本報告は、平成23年度横手市土地区画整理事業特別会計予算の一部を平成24年度に繰り越すことについて、繰越明許費繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令の規定に基づきご報告するものでございます。

7ページをお願いいたします。

1款1項土地区画整理費のうち総合交付金基幹事業では、翌年度繰越欄に記載のとおり776万7,000円を、同じく効果促進事業においては381万3,000円を、平成24年度に繰り越しするものでございます。どちらとも三枚橋地区土地区画整理事業に係る予算であり、建物移転補償費及び水路築造費であります。今冬の豪雪により平成23年度内の工事完成が見込めなくなったものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。これで報告第18号の報告を終わります。

◎報告第19号の上程、説明、質疑

○佐藤清春 議長 日程第10、報告第19号平成23年度横手市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について報告を求めます。上下水道部長。

○鈴木弘志 上下水道部長 ただいま議題となりました報告第19号平成23年度横手市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

議案書の8ページをお開き願います。

本報告は、3月議会で議決をいただきました繰越明許費について、繰越明許費繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令の規定に基づき本議会に報告するものでございます。

概要につきましては9ページをお開き願います。

2款1項公共下水道費の流域下水道事業につきまして、県事業への負担金2,950万円を平成24年度に繰り越しております。繰り越し理由につきましては、県事業による横手処理センターの水処理設備増設工事におきまして詳細設計の精査に時間を要し、設備の配置計画に不測の日数を要したため、年度内完成が見込まれなかったことによるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。これで報告第19号の報告を終わります。

◎報告第20号の上程、説明、質疑

○佐藤清春 議長 日程第11、報告第20号平成23年度横手市集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について報告を求めます。上下水道部長。

○鈴木弘志 上下水道部長 ただいま議題となりました報告第20号平成23年度横手市集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

議案書の10ページをお開き願います。

本報告は、3月議会で議決いただきました繰越明許費について、繰越明許費繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令の規定に基づき本議会に報告するものでございます。

概要につきましては11ページをお開き願います。

集落排水事業におきまして1億99万8,000円を平成24年度に繰り越しております。繰り越し理由につきましては、地域自主戦略交付金の交付決定のおくれにより、金沢集落排水処理場の処理施設工事を平成24年度に実施することとしたことによるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。これで報告第20号の報告を終わります。

◎報告第21号の上程、説明、質疑

○佐藤清春 議長 日程第12、報告第21号平成23年度横手市水道事業会計予算繰越計算書の報告について報告を求めます。上下水道部長。

○鈴木弘志 上下水道部長 ただいま議題となりました報告第21号平成23年度横手市水道事業会計予算繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

議案書の12ページをお開き願います。

本報告につきましては、平成23年度横手市水道事業会計予算の一部について平成24年度へ繰り越しましたので、地方公営企業法の規定に基づき本議会に報告するものでございます。

概要につきましては13ページをお開き願います。

初めに、1款1項建設改良費につきましては、山内地域の市道平野沢線配水管布設替え工事について433万6,000円を平成24年度に繰り越しております。繰り越し理由につきましては、同時施工の市道の橋梁かけかえ工事が次年度に繰り越しとなったことによるものでございます。

次に、1款1項営業費用につきましては、大雄浄水施設水源池撤去工事につきまして、1,900万円を平成24年度に繰り越しております。繰り越し理由につきましては、取水施設の撤去工事に際しまして取水管内に多量の堆積物があったため、水中コンクリートでの水をとめることが不可能となりました。そのため、河川管理者との協議及び施工許可に不測の日数を要したことから、事故繰越をすることとなったものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。これで報告第21号の報告を終わります。

◎報告第22号の上程、説明、質疑

○佐藤清春 議長 日程第13、報告第22号平成23年度横手市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について報告を求めます。財務部長。

○石山清和 財務部長 ただいま議題となりました報告第22号平成23年度横手市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてをご説明申し上げます。

議案書の14ページをお開きいただきたいと思います。

この報告は、一般会計におきまして避けがたい事故により平成23年度から平成24年度へ事故繰越して使用する歳出予算が生じたため、その計算書を調製しましたので、地方自治法施行令の規定に基づき議会への報告をするものでございます。

平成23年度の一般会計事故繰越は2件でございます。その概要を説明いたしますので15ページをごらんいただきたいと思います。

7款商工費1項5目温泉観光施設費の源泉管理費で、相野々温泉源泉井戸改修工事につきまして源泉井戸からの湯量が想定湯量を確保できず、年度内に事業完了が見込めないことから繰り越しをしております。繰越額は819万円となっております。

9款消防費1項5目災害対策費の防災力向上事業でございます。防災パンフレット作成事業につきまして、関係機関との調整が調わず、年度内に事業完了が見込めないことから繰り越してございます。繰越額は524万5,000円でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

12番高橋大議員。

○12番（高橋大議員） 9款の防災力向上事業の、関係機関との調整が調わずというのを具体的に教えてください。

○佐藤清春 議長 総務企画部長。

○浮嶋伸 総務企画部長 ただいまのご質問でございますけれども、内容的には地図データでございます。横手市の部分の地図データというのは当然私たちのところであるわけでございますけれども、隣接する市町村の地図のデータをくっつけておかないと横手のところで道路が打ち切りなわけではありませんから、そういう面で隣接する市町村のデータの取得に思いのほか日数がかかってしまったと、調整のための日数がかかってしまったということでございまして、正直申し上げて読みが甘かったというふうに思っております。大変申しわけなく思っております。

以上でございます。

○佐藤清春 議長 12番高橋大議員。

○12番（高橋大議員） 実はこれ横手の、うちで管理している建物に、ポストに入っていたんですよ。

それで自分ではっきり、よくできているなど思ったんですけども、このパンフレットがこの事業のことなんででしょうか。

○佐藤清春 議長 総務企画部長。

○浮嶋伸 総務企画部長 そのとおりでございます。

○佐藤清春 議長 12番高橋大議員。

○12番(高橋大議員) では、このパンフレットをまた作り直すということによろしいのでしょうか。

○佐藤清春 議長 総務企画部長。

○浮嶋伸 総務企画部長 3月末までにできなかったために繰り越してしまったという内容でございます。すみません、説明が足りませんでした。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。

29番高橋勝義議員。

○29番(高橋勝義議員) 確認のためなんですけれども、相野々温泉源泉管理事故繰越なんですけれども、このときに出なかったんですけれども、また工事に取りかかるわけで、そうすればどういうことになりますか。

【発言する者あり】

○佐藤清春 議長 財務部長。

○石山清和 財務部長 この工事でございますが、3月末までに完成できない見込みによりまして、契約変更を2回してございます。1回目は、平成24年3月28日から平成24年3月30日までが1回目でございますし、それから2回目が、3月30日から4月20日までの契約変更を行っておるところであります。

以上でございます。

○佐藤清春 議長 29番高橋勝義議員。

○29番(高橋勝義議員) 契約変更はわかりました。今回また1,100万円だっけか、やったんですけれども、そうなればどういうことになりますか。

○佐藤清春 議長 財務部長。

○石山清和 財務部長 事故繰越の工期が4月20日になってございます。4月20日に受注いたしました業者のほうから完成届が提出されてございます。契約検査課では、5月1日にこの工事の契約検査を行ってございます。工事につきましては、積算書に基づく工事が行われていることは確認いたしましたが、事業の完了につきましては湯量の問題がありまして、すべて完了しているというふうには判断いたしませんでした。これに対しましては、契約事項の第64条、第65条における、完了していない部分を考慮しました契約事項の条項を受けまして、指示書を発行してございます。受注方に関しまして、その湯量の関係につきまして受注者、それから発注者側と協議の上で報告を求めるというふうな内容の指示書を出してございますので、現在、その協議が行われているというふうな状況でございます。

○佐藤清春 議長 29番高橋議員。

○29番（高橋勝義議員） 念のためなんですけれども、我々が当初、第1回目の工事をしたときには湯が完全に出ると、営業運転できると、そういうことで予算化になったと思っています。それが実際には途中で何か詰まっていたできなかつた。それで満足したというふうにはとらえていませんけれども、完全に湯が出て営業運転ができるということで、私どもは予算化したのではないかなと思うんですけれども、その辺のちょっと食い違いがあるんですけれども。ちょっと理解できません。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 ただいまの議員の指摘でありますけれども、この予算化に当たりましては、我々のほうの担当が説明申し上げた内容は、湯量の回復をもちろん目指すための1つの手だてとして、水が漏れている、地下水が漏出していることがその原因だろうという判断になって、その地下水の流出をとめる工事を発注いたしました。しかし、原因はそれだけでなかつたということが結果としてはございまして、我々としては、大変適切な判断がしかねたかなということで反省をいたしております。

しかし、この工事業者に対しては湯量を回復するというこの工事を依頼したわけではなくて、水の漏出を、漏れているのをとめる工事を依頼したというのが我々のお願いした内容でございますので、その辺についての協議を今詰めているということが先ほどの財務部長の答弁であります。

○佐藤清春 議長 29番高橋勝義議員。

○29番（高橋勝義議員） 水かけ論になりますけれども、我々は暗黙の了解で湯が出るんだと、水が入ってそれで温度が下がって完全なる営業運転ができない。それで前回の工事のときは水さえとまれば湯が完全に出るんだと、そういうような感覚で理解をしておりました。それが、今市長言ったように全くただ水をとめる工事だったと言ってしまうえばそうなんですけれども、ちょっと感覚的には違います。だけれども答えなくてもいいです。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。これで報告第22号の報告を終わります。

◎議会案第4号の上程、説明、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第14、議会案第4号横手市議会基本条例を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第4号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって議会案第4号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

趣旨の説明を求めます。1番木村清貴議員。

【1番（木村清貴議員）登壇】

○1番（木村清貴議員） 横手市議会基本条例の提案理由を申し上げます。

昨年9月定例会における議会改革検討特別委員会、田中委員長の報告を引き継ぎ、議会運営委員会では条例案の策定に向け、これまでワーキンググループによる検討を含め、11回の協議を重ねてまいりました。その間、議員全員協議会や先進地視察などにより理解を深め、また、4月には、1カ月にわたりパブリックコメントを募集し、4月26日には市民の皆様との意見交換会を2回開催するなど、皆様のご意見を伺いながら鋭意取り組んできたところであります。

地方分権の時代にあって、地方公共団体の実質的な意思決定と責任が拡大する中で、市政の一翼を担う議会の権限と役割は一層大きくなっています。条例では議会及び議員活動の基本理念や活動の方針を明らかにし、これまで進めてきた議会改革や議会改革検討特別委員長からの報告にありました改革の方向性を含め、さらなる議会改革を推進することなど、今後の議会活動の活性化、市民に開かれた議会を目指すことを定めています。

主な特徴としましては、市民に対する議会報告会の開催、市長等への反問権の付与や会派代表質問の導入、議員間の自由闊達な議論の推進などが挙げられます。また、制定後も理念や方針に基づく具体的な取り組みを検証し、議会改革を継続していくことを盛り込んでいます。

この条例は、横手市議会が真に市民の負託にこたえていくことを決意し、全議員により提案するものであることを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○佐藤清春 議長 議会案第4号は議員全員による提出並びに賛成でありますので、質疑はないものとして、直ちに討論を行います。討論はありませんか。

30番田中敏雄議員。

○30番（田中敏雄議員） 皆さんご苦労さまでございます。

委員長のほうから、特別委員会の田中委員長という報告がありました。実は、石山議長時代に本条例案を出したかったわけでありまして、いろいろな手続上、おくれてしまいました。そうしたら、きょう6月11日が石山議長の命日であります。我が会派では朝、本会議に出る前に謹んで黙祷をささげたところであります。

本題に移りますけれども、かれこれ5年ぐらいになるでしょうか。真剣な議論と討議が実りまして、ここに横手市議会基本条例の制定の運びに、率直な感想を申し上げますと、よかったなという言葉であります。そのことは感慨無量という心境にもなるわけでありまして。思い起こしますと、十何年か前から私の取り巻きか、あるいは一般市民の皆さんから、「議会の存在感が薄いぞ、何とかしてよ」というような励ましとか気合いまでかけられてきたことを、今思い出しているところであります。今我々はみずからの改革を議会本来の権限を行使していくと、開かれた議会を目指すとする基本条例に賛成の立場で、少し討論に参加いたしたいと思っております。

まず初めに、自己改革を目指しましたこれまでのさまざまな活動の経過を踏まえて条例の制定であり

ますから、その活動の記録は我が市議会の1つの歴史的な資料であると思っておりますので、これからの具体的な活動の取り組みにも参考の資料にしなければならないだろうというふうに思いますので、どうか議会運営委員長のほうにおいては、最終報告書の作成と議員に対する配付方をお願い申し上げたいと、このように思います。

いま一つは、市民との意見交換会、つまり公聴会での意見の全体の総括がなされておられません。それからパブリックコメントによる意見に対する考え方、あるいは扱いなど、議会としての見解を取りまとめる必要があると提言いたしたいと思います。そこで私は数年前に思いを戻しまして自問自答いたしました。それは、議会基本条例とは何なのか、議会基本条例がなぜ必要なのかという考えでありました。そこで、やっぱり何といっても一番思いますのは、市民と真摯に向き合いながら議会本来の権限を行使していく、開かれた議会を目指すという条例であるというメッセージを発信する必要があると思いました。そういう意味では、6.11横手市議会の宣言とすることを、議会報とかなんとかで、ぜひ出していただきたいなど、こういう考え方でもあります。

それでは、条例の中から二、三点拾い上げてみたいと思います。委員長もおっしゃっていましたが、議会報告会の件であります。これについては文言が修正されておりますので、それが私は正解だというふうに思っております。地域主権時代を迎えての議会運営の重心を、だれでも自由に参加できます、そして議会に目を向けてもらう、そんな開かれた議会を目指すという議会報告会は、ある意味で議会活動の生命線であるという位置づけであります。そして、それが議会みずからの信頼感、存在感を得る道でもあると信じます。市民が求めております議会像へ、そして議会報告会を議会版タウンミーティングとして、住民と直接向き合う努力を前面にした実施要綱の制定を提起いたしたいと思っております。

2番目は、第8条の市長及び執行部との関係での反問権の付与に対する条例であります。ご承知のように地方分権が地方分権一括法から、首長ら執行部は大きな裁量権を持つことになりました。その拡大された権限に合わせて、チェックする議会の役割も同時に強化しなくてはならないという問題は、議会の対応が一つ大きな課題となっているというふうに思っております。これまで以上、機関としての議会の活動である政策研究、調査が求められてきていることは申し上げるまでもございませんが、反問権の付与は、市政の課題で当局との丁々発止の議論、激論が市民の期待にもあるだろうというふうに思うわけであります。皆さんご承知かと思いますが、片山慶応大学教授が、全国のほとんどの自治体は八百長と学芸会をやっているという、議会をいわばやゆした発言でありました。これには強い、私ども反発といたしまししょうか、そんなものを感じたわけでありすけれども、政策上の論点、争点を明確にしていくことが議会の使命という立場を堅持し、政務調査活動の強化を一層強めていく必要を感じた次第であります。そういう点での第8条は、議員側の責任も発生してまいります。議長の弾力的な運用も含めた反問権実施要綱の制定も提起いたしたいと思っております。

3番目に第2条、第3条のいわゆる自由討議の面ではありますが、この条文から受けとめますと、微妙な違いがあるやにも感じるわけではありますが、ただ、これまで議員同士が公開の場所で議論するという

場面はなかったように思っていますので、条文で言う言論の府としての議会において、本会議ではもちろんであります、委員会でも議員間の議論や自由討議はとても重要であるという認識であります。

第2条について申し上げますと、平成19年、議会での3つのテーマを設定し、3つの特別委員会を立ち上げ、それぞれで多様な意見、争点、論点を明確化し、合意形成に向けて1年間研究、調査に励み報告書を作成いたしました。そして、政策へ向かった実績というものもございます。そんな経緯から、独任制機関とは異なる合議制機関としての特性を生かした活動をこれからの重要な柱と位置づけ、充実させていくべきであるというふうに考えます。

第3条にあります、議員間の自由協議を重んじるという活動原則とも大方共通するものと理解いたしますが、将来的には政策討論会を展望する自由討議として、そのための実施要綱の制定も必要ではないのかなど、こういうふうに提起いたしたいと考えます。

最後に、パブリックコメントにもありましたが、15条にかかわる問題であります。これは議員の身分に関する重要な問題でありますので、しかもこれは市民の関心事でもあるというふうに認識いたします。議会も、地域経営者としての自覚というものも問われているようにも思います。重大な事案でありますので、真剣にとらえる必要があると考えます。

以上、私はこの条例制定を機に、横手市議会の向上心が我々議員の共通の課題として精進をしてまいりたいと、このように思います。うまく表現できませんでしたが、賛成の討論とさせていただきます。終わります。

○佐藤清春 議長 ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議会案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。

したがって、議会案第4号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

再開時間は午後1時10分といたします。

午前11時46分 休憩

午後 1時10分 再開

○佐藤清春 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第73号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第15、議案第73号横手市印鑑条例等の一部を改正する条例を議題といたします。
説明を求めます。市民生活部長。

○小丹茂樹 市民生活部長 それでは、議案書の16ページをごらんください。

ただいま議題となりました議案第73号横手市印鑑条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

まず提案理由ですが、住民基本台帳法と戸籍法の一部改正、また外国人登録法の廃止に伴いまして、関係します市の条例6本を改正いたしたく議会の議決を求めるものです。

まず初めに、国の法律改正の内容の趣旨でございますけれども、我が国に在住する外国人が年々増加していることを背景に、外国人住民にも日本人と同様の基礎的住民サービスを提供することが求められております。今般の法の改正によりまして、外国人住民にも日本人同様に住民基本台帳法の適用対象に加えまして、外国人住民にも同じように住民票が作成されることとなります。これによりまして、外国人住民の利便性の増進や行政の合理化を図ろうとするものでございます。

それでは、次の17ページですが、市の条例改正についてであります。

まず第1条は、横手市印鑑条例の一部改正であります。ここでは、外国人登録法関連の表記の削除や文言の整理、それから外国人住民の通称を用いた印鑑等の登録についてなどを規定しております。

次に、18ページの最後の行から19ページの第2条でありますけれども、横手市手数料条例の一部改正であります。ここでは、外国人登録票記載事項証明の削除や文言の整理を行っております。

次に、19ページの中段から20ページにかけてであります。まず第3条の横手市犯罪被害者等見舞金支給条例の一部改正、それから第4条、横手市出産祝金支給条例の一部改正、それから第5条、横手市長寿祝金条例の一部改正、それから第6条、横手市斎場設置条例の一部改正の4本の条例改正では、外国人登録法関連の表記の削除を行っております。

最後の附則では、国の法律改正に合わせた施行日と、旧条例の規定に基づきます印鑑登録の申請の取り扱いについて定めております。

なお、横手市では、この5月末現在で370人の外国人が登録されております。国の法律改正に合わせて、いろんな手続に関しましては各個人にご連絡を申し上げて準備を進めているところであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第74号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第16、議案第74号横手市障害者支援施設設置条例の一部を改正する条例を議題と

いたします。

説明を求めます。健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第74号横手市障害者支援施設設置条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書の22ページからになります。

本案は、障害者支援施設「ひまわり社」の定員を増員するため、現行条例の一部改正について本議会の議決を求めようとするものでございます。

23ページをごらんください。

現在、「ひまわり社」は、平成19年の開設以来、定員20名で生活介護並びに就労継続支援B型のサービスを提供しておりますが、利用者の増加により定員を上回る状態となりましたので、定員を30名に改めようとするものでございます。

なお、施行日は平成24年7月1日としております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第75号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第17、議案第75号横手市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。市民生活部長。

○小丹茂樹 市民生活部長 ただいま議題となりました議案第75号横手市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書の24ページになります。

まず、提案理由ですが、管理不全な空き家の所有者の調査や立入調査にかかわる権限を創設し、所有者に対し適正な管理を促していくため、現行条例の一部を改正いたしたく議会の議決を求めるものです。

次の25ページをお開きください。

条例の一部改正は2点の追加であります。まず、第6条では資料の提供等を規定しております。これによりまして、空き家の所有者を特定するための戸籍謄本、住民票の写しを公用請求することが他の市町村との間でスムーズに運ぶことができます。

次に、第7条では、立入調査等を規定しております。これまでは所有者の承諾を得ない限り敷地内に立ち入ることができなかつたために、所有者が不明な場合は実質的に立ち入りが不可能でありました。

この7条を規定することによりまして調査に必要な範囲で管理不全な空き家の敷地に立ち入り、家屋の危険度判定を詳細に行ったり、関係者への質問調査など空き家の適正管理を進める事業を円滑に行うことができるようになります。

26ページでは、附則で施行期日を定めております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

18番齋藤光司議員。

○18番（齋藤光司議員） これはできたばかりで、それこそ条例が空き家問題を解決するわけではないという形の中で納得もしてきましたけれども、実際問題、非常にまだまだ困る、運用に当たってその追加改正だ、そのように理解をしていながらも、7条の1項でありますけれども、質問し必要な報告を求めると、その部分の中で、何かしら罰則規定がないと、あるいは義務を課さないと、この文言だけで報告しないときに何にもできないのではないかと。私の近所にも今1軒ありまして、善意はあるけれども金がない、そういう部分の中で、それこそ貧困に際しての空き家、結構あって、そういう部分の中で逆にここの地域の住民を守るためには何かしらの報告をさせる手だてが、逆に文言として必要ではないか、その考えは。

○佐藤清春 議長 市民生活部長。

○小丹茂樹 市民生活部長 空き家対策に関しましては、前から、条例制定の際からご説明しておりますとおり、基本的に民事の問題をどう行政が地域住民の安心・安全を守るために解決するかということで、条例を制定させていただいております。この4月で、全国で54団体がこのような条例を規定しているようですけれども、いずれ基本的に、民事というところで、自治体が可能である強制権というものには非常な限界があります。現実的には警察等の関係機関の協力を得ながら、早急な危険回避のために動かなければいけないという状況にあります。通常の調査の場合については、こういう条例を規定しながら協力を仰いでいくというところで進める必要があるのではないかとというふうに考えております。

○佐藤清春 議長 18番齋藤光司議員。

○18番（齋藤光司議員） 通常であれば、そしてまた、今言うとおりにみんながいい人で、みんながお金があれば、そしてそれも行政側として快くいろいろ行政権、執行しながらみんながいいようにできればいいんですけども、現実問題、うちのすぐ近所に、この間の暴風で屋根吹き飛ばされました。その対象者が私の同級生で、生保関係者でした。近所との関係もなくして何か月も床の中で死んでいてわからなかった。そういう状況の中、今屋根がないんです。その後、風が吹くと飛ぶ、今ブルーシートがかぶせてあります。しかし、なおかつ、そのブルーシートも破れて、ちょっとの風でばたばたしている。でも、このことが解決になってくれればいいんですけども、どうも先行きが不安だと、そういう時に、非常に今隣町で大仙で、この間通学路に当たっているところを行政代執行したんです。含めて、その部分も行代は条文に書かなくてもできるんだという形の中で、我が市はそれこそ臨機応変にやっていく

という形の中で、この空き家条例に足りない部分を今やる。それをいいんだけど、じゃ、行代を我が市として適用するときには条文がないという中で、だれがどういう判断の中で地域住民に安心を与えるために行代執行をやってくれるのか。手続はまたどうなのか含めて、その部分をこの機会にもう少し教えていただきたい。それはここの本会議がもし長くするとすれば委員会付託になるわけですから、その中でもいいですから、よくもんでもらって、それこそ本当に我が地域というのは、電気は一番最後、またこういうことも含めて非常に困ることばかりで申しわけないような気がしますが、市の困りごとが凝縮して。でも、これでちゃんと厚く手をかければ、横手市全体のために絶対役立つ施策になるという思いでいます。どうかひとつ先に立って、それこそ私にこの間答弁したように、条文が人を助けるのではない、本当に人を助ける形の中でこの条例を生かしていただきたい。今答弁を求めてもこれ付託になるでしょうから、そっこのほうに期待して終わりますけれども、そのことだけ強く要望しておきます。終わります。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第76号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第18、議案第76号横手市火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。消防長。

○泉田榮次 消防長 ただいま議題となりました議案第76号横手市火災予防条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書の27ページをごらんください。

今回の改正は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の施行に伴い、関係部分の整理を行うため現行条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

第11条第1項中、「全出力20キロワット以下のもの」の次に、「及び次条に掲げるもの」を加え、同条の次の次に1条、急速充電設備を加えるものであります。

今回の改正の背景といたしましては、電力を動力源とする自動車等の普及が進められており、電気を設備内部で変圧して電気自動車等に充電する設備、いわゆる急速充電設備の設置が増加すると予想されます。急速充電設備には、主にガソリンスタンドや商業施設等への設置が予想されることから、この設備についての位置、構造、管理の基準について規定しようとするものであります。

なお、附則では、施行日を平成24年12月1日からの施行と、経過措置を定めております。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。以上です。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第77号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第19、議案第77号土地の処分についてを議題といたします。

説明を求めます。財務部長。

○石山清和 財務部長 ただいま議題となりました議案第77号土地の処分についてをご説明いたします。

議案書の31ページをお開きいただきたいと思います。

本案は、保育園を運営いたします社会福祉法人に土地を売却することについて、横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

売却しようとする土地でございますが、横手市赤坂字仁坂105番22、地目は原野、面積は13,963平方メートルとなっております。

売却の方法は、随意契約でございます。売却の相手方は、社会福祉法人睦福祉会、理事長、河南信丸氏で、売却金額は4,250万円であります。この土地の処分につきましては、社会福祉法人睦福祉会より数年来続く定員超過の状況の解消のための園舎の増設の用地として、また、子どもたちが安全に遊べる園庭用地として、隣接します市有地の払い下げを希望してきたものでございます。

当該地の周辺には、当法人が運営しますむつみ保育園を初めとし、県立横手養護学校、障害者知的障害児支援施設「阿桜園」、障害者支援施設「太陽の園」などがあり、まさに教育福祉ゾーンをなしているというふうにいえる地域でございます。

市の事業用地として今後使用する見込みもなく、よりよい保育環境に資することが期待されることから、随意契約により売却しようとするものでございます。

なお、売却金額につきましては、不動産鑑定士による不動産鑑定評価額としてございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第78号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第20、議案第78号財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

○浮嶋伸 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第78号財産の取得についてご説明申し上げます。
議案書の32ページをお開き願います。

提案理由でございますが、横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

内容でございますが、全体の計画で12,800台ということでご提示しておりますが、その残りの部分の緊急告知FMラジオ7,800台、それと難聴対応ということで2,500個のアンテナを購入しようとするものでございます。契約の方法でございますが、随意契約、購入金額は6,958万9,800円、購入の相手方は、横手市駅前町1番10号、横手コミュニティFM放送株式会社代表取締役社長奥山和彦氏であります。

ご審議のほどよろしく申し上げます。以上でございます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

2番佐藤誠洋議員。

○2番（佐藤誠洋議員） 今回、この財産の取得は随意契約ということですが、これは前回と同じ型式というか、同じラジオでしょうか。

○佐藤清春 議長 総務企画部長。

○浮嶋伸 総務企画部長 ラジオの性能その他考慮いたしまして、前回と同じラジオでお願いしたいというふうに考えてございます。

○佐藤清春 議長 2番佐藤誠洋議員。

○2番（佐藤誠洋議員） 今、今回の取得の中には外部アンテナ2,500個というものが入っておりますけれども、これはもともとラジオの性能といいますか、電波が入りづらいということは想定してあって、この2,500個となったのか、その点はいかがなんでしょうか。

○佐藤清春 議長 総務企画部長。

○浮嶋伸 総務企画部長 FM中継局8基を平成23年度分の事業ということでやらせていただきまして、市内全域に電波が行き渡るようにということでお願いしてまいりましたが、どうしても建物の陰、あるいは電波の弱いところはあるということは想定はしてございました。それからもう1点でございますけれども、どうも電波と電波がぶつかり合う地区には難聴が発生するというようなこともございまして、第1回目の割り込み装置の試験運転の後、いろいろ聞き込み調査等を実施したところでございます。それによりますと、大体15%、もしかすると影響がある可能性があるということも含めまして、1,900個余りになりますけれども、予備の追加分ということも含めまして、今回2,500個のお願いをしているところでございます。

いずれこの外部アンテナの設置につきまして、大部分の難聴が対策できるというふうに考えております。

以上でございます。

○佐藤清春 議長 2番佐藤誠洋議員。

○2番(佐藤誠洋議員) この緊急告知ラジオというのは特殊なラジオで、1台8,000円だか9,000円だかするという大変高価なラジオなわけですが、それに対して今度はこのアンテナということで、もともと1台当たりどの程度の投資を考えていたのか、その税金の使い方として、これがだめだからさらにこれを足していった税金を投入していくと、そういう何というか際がないといえますか、当初の見通しといえますか、そういうのが少し足りなくてこういうことになっているのか、その投資に対してどのような考えを持っているのかお尋ねいたします。

○佐藤清春 議長 総務企画部長。

○浮嶋伸 総務企画部長 ご案内のとおり、この緊急告知FMラジオにつきましては、前にも大分議論あったと思いますけれども、防災無線の代替という部分も担っていただきたいというふうにご提案、事業でございますので、その部分の金額なりというものは、防災無線の再編に当たってのご説明は前にしてあるわけでございますけれども、それらとも比較しながらの中で金額というものは考えていきたいというふうにご考えております。

以上でございます。

○佐藤清春 議長 2番佐藤誠洋議員。

○2番(佐藤誠洋議員) 市の責任の範囲といえますか、その点についてはどのようにお考えなのかお尋ねしたいと思います。これは、今部長がおっしゃられましたように、防災無線の機能も有すると、そういうことのように思いますが、しかしながら最初の説明ありましたように、この事業は12,800台の購入をして、それを貸与するという事業であります。そうしますと、これは、今の横手市の世帯数の大体どの程度に行き渡ることでしょうか。

○佐藤清春 議長 総務企画部長。

○浮嶋伸 総務企画部長 概算ですけれども、3分の1程度ではないかというふうに認識してございます。
以上でございます。

○佐藤清春 議長 2番佐藤誠洋議員。

○2番(佐藤誠洋議員) そうしますと、残りの3分の2は、当初から議論がありましたように自分で購入していただきたいと、そういうことだと思います。残りの3分の2の方は、電波のたまたま悪いところに当たった方とか、欲しいんだけど、そうすると8,000円のラジオを買ったほかに外部アンテナも買わなくては行けないと、それが、その市の責任の範囲と先ほどの話ですけれども、今回の12,800台につきましては1台残らず確実に聞こえるように、これを市が責任を持ってやることだと思います。ほかの3分の2の世帯の方は買っていただくと、そういう中で買ったんだけど、FMラジオ、緊急告知ラジオ買って聞こえなかったと、さらに聞くために外部アンテナを買わなくては行けないと。だれでも普通のラジオを買って聞けるのであれば、市の事業としてそういうことだろうと思いますけれども、

緊急告知、そういったさまざまなほかの機能も含めての、防災無線機能も含めてであるとして、なのに聞きづらいような電波の状況といたしますか、これミニFMというのは非常に弱い電波といたしますか、コミュニティですから、もともとそういうことは想定されているわけですがけれども、例えばこれが普通のAMラジオであれば、まず、大体安いラジオでもどうでも聞こえるわけです。こういう事業を行ったんですけれども、自分たちの事業といたしますか、12,800台に関しては責任持って聞こえるようにすると、しかしながら3分の2の買っていただくような方々は、買ったんだけど聞こえるかどうかかわからないと、さらにまた外部アンテナを買ってくださいと、こういうのは少し事業としてどうなのかなと私は思うんですけれども、いかがでしょう。

○佐藤清春 議長 総務企画部長。

○浮嶋伸 総務企画部長 この緊急告知FMラジオの購入につきましては、弱者対策と申しますか、高齢者でお一人暮らしの方とか、あるいは障害者の方とかということで、早目に情報をお知らせしたほうがいいだろうというふうに考える人たちについて配布をさせていただいております。また、この災害情報の提供につきましては、FM放送で流すということで対応していただくという形になるかと思っておりますので、まず、何かあったらFMをつけて聞いていただく、そういうことの周知を徹底してまいりたいと、していかなければいけないのではないかなというふうに考えております。ですから、この緊急告知FMラジオというのは、情報を早く知っていただいたほうがいいだろうという方と、それから災害情報につきましては、FM放送で流れる、それを聞いていただいて対応していただくという2段階構えで考えていきたいというふうに考えておりますので、一般の方についてはラジオも聞こえる状態であればいい、また、先ほど聞こえないラジオを買ってしまったというお話ありましたが、それにつきましては、今後の対応といたしまして、やはりその状況を確認しながら販売していただくような、そういうような協議なりというのにも必要になるかなというふうにも考えてございます。

以上でございます。

○佐藤清春 議長 2番佐藤誠洋議員。

○2番（佐藤誠洋議員） あとは委員会でやっていただければと思いますけれども、私の言った聞こえないラジオというのは故障しているラジオという意味ではなくて、当然大丈夫だと思って買ったんだけど、自分の家に持っていったら聞こえなかったと、そういう意味です。ですから、外部アンテナが欲しかったと、そういうことですがけれども、何度も言いますが、市の責任の範囲というのが、だから何か今の部長のお話ですと、災害弱者、最初にお知らせしなくてはいけない方々のための事業であって、残りの3分の2の方々は健常者といたしますか、普通の人といたしますか、そういう方々に関しては、こういう言い方がいいのかわからないけれども、自己責任で対応してくれと、そういうふうな言い方のように聞こえてきたわけですがけれども、やっぱり災害を想定して防災無線機能までも含めた今までの投資の事業であるとする、何かこう最初から電波が弱いようなところに市民の負担を求めているというふうな印象を持ったわけですがけれども、ですから、何度も言いますが、市の責任の範囲というのは

12,800台だけでいいのか、その点をもう一度お尋ねいたしたい。

○佐藤清春 議長 総務企画部長。

○浮嶋伸 総務企画部長 今、災害弱者といわれる方についてお話いたしましたけれども、そのほかにも共助という形で地域互助ということで、例えば自治会あるいは地区の民生委員等にも皆さんにお配りをして、そこで情報を受けて周知していただくような形は想定してございます。いずれにいたしましても、今お配りしている方については、何度も申し上げますが、早く対応を講じなければいけない方ではないかなという部分と、それから地区、地域でその情報を共有していただいて対応していただきたいというようなことで考えております。

以上でございます。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。

27番奥山豊議員。

○27番(奥山豊議員) FMラジオ購入の件については、この前も議会に提案されました。この前の契約については指名競争、かなり辞退者が出たというふうなことを記憶しておりますけれども、今回、随意契約になった、どうしてなったのか、わかりやすい説明を求めます。

○佐藤清春 議長 総務企画部長。

○浮嶋伸 総務企画部長 1つは、やはりこれを選定した大きい理由が、そのラジオの電波のとおりやすい状況、とれる状況と、それから聞こえやすさというのがありました。そういう面でこのラジオを選定させていただいたという経緯がございまして、あとはやはりこれからのメンテナンス、あるいは、それから何か故障対応等についても1つの機種のほうが望ましいのではないかという判断もあるということで、今回、随意契約でお願いしたいということでございます。

以上でございます。

○佐藤清春 議長 27番奥山豊議員。

○27番(奥山豊議員) 私、調べたわけではありませんが、財務規定調べたわけではありませんけれども、一般常識からいって、これだけの金額になれば指名して競争して入札というふうに思いますけれども、市がそういうやり方が正しかったとするならばいいのですけれども、一般常識からすれば指名競争あるべきだと思いますけれども、もしそのことについてありましたら。

○佐藤清春 議長 財務部長。

○石山清和 財務部長 随意契約の要件につきましてはいろいろあるわけではございますが、今回につきましては、この機種が代理店契約で行われている機種であるということでございまして、しかも1地域1店ということでございました。と申しますのは、ほかにもメーカーさんが、器械があるわけでありまして、それらについては先ほど総務企画部長が申し上げましたとおり、感度とかいろんな面で機種を選定していただいたんですが、機種選定いただいた販売元といいますか、そこについては1地域1代理店というふうな特約方式を採用していることで、1社のみということの判断から随意契約の特殊性を

考慮した上で、よしとしたところでございます。

以上でございます。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第79号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第21、議案第79号財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。消防長。

○泉田榮次 消防長 ただいま議題となりました議案第79号財産の取得についてご説明申し上げます。

議案書の33ページをごらんください。

本案は、高規格救急自動車1台を購入しようとするものでございまして、横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。契約の方法は、指名競争入札を行っております。購入金額は2,308万9,500円でありまして、購入の相手方は、秋田市泉中央2丁目1番3号、秋田トヨタ自動車株式会社代表取締役温井正則氏であります。購入しようとする車両は、平鹿分署の救急車を更新、配備しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第80号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第22、議案第80号財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。消防長。

○泉田榮次 消防長 ただいま議題となりました議案第80号財産の取得についてご説明を申し上げますので、議案書34ページをごらんください。

本案は、消防ポンプ自動車CD-I型1台を購入しようとするものでございます。

横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

契約の方法は、指名競争入札を行っております。契約の金額は3,433万5,000円でありまして、購入の相手方は、横手市寿町1番28号、株式会社タカギ代表取締役高橋龍憲氏であります。購入しようとする

車両は、十文字分署に配備してあります消防ポンプ車の更新でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第81号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第23、議案第81号秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを議題といたします。

説明を求めます。市民生活部長。

○小丹茂樹 市民生活部長 ただいま議題となりました議案第81号秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてご説明いたします。

35ページになります。

提案理由ですが、住民基本台帳法の一部改正に伴い、秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する関係市町村との協議について、議会の議決を求めるものです。

次の36ページをお開きください。

規約中、別表第2から外国人登録原票の部分を削除しようとするものです。これは先ほどご説明申し上げました議案第73号と同様に、外国人住民にも日本人と同じく住民基本台帳法を適用する関係からであります。

附則では、施行期日と経過措置を定めております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第82号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第24、議案第82号平成24年度横手市市営温泉施設特別会計への繰入額の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 ただいま議題となりました議案第82号平成24年度横手市市営温泉施設特別会計への繰入額の変更についてご説明いたします。

37ページをお開きください。

平成24年度横手市市営温泉施設特別会計への、平成24年度横手市一般会計からの繰入額1億7,018万2,000円以内を201万1,000円追加して、1億7,219万3,000円以内に改めることについて、地方財政法第6条の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

主な内容は、定期人事異動に伴います人件費に要する費用と、大森健康温泉で雪害により破損しました梁の修繕に係る設計費用でございます。

以上、説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業経済常任委員会に付託いたします。

◎議案第83号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第25、議案第83号平成24年度横手市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。財務部長。

○石山清和 財務部長 ただいま議題となりました議案第83号平成24年度横手市一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

それでは、予算議案書の1ページをごらんいただきたいと思います。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6億6,272万5,000円を追加いたしまして、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ500億826万7,000円に定めようとするものでございます。

次に、第2条、継続費の補正でございますが、5ページをお開き願いたいと思います。

第2表、継続費補正のとおり、廃棄物処理統合施設整備事業で施設基本設計及び事業者選定支援等業務について、総額及び年割額を変更するものでございます。

次に、第3条でございますが、債務負担行為の補正でございます。同じく5ページ下段のほうをごらんいただきたいと思います。第3表、債務負担行為補正のとおり、障害者自立支援システムリースについて追加してございます。これは、新法に対応いたします支援システムのリースでございまして、平成25年4月から平成30年3月まで5年間のリースをするものでございます。

次に、第4条、地方債の補正でございますが、6ページをお開きいただきたいと思います。

第4表、地方債補正のとおり、老朽危険空き家対策事業など3件を追加するものでございます。

今回の補正予算では、歳出全般にわたり、人件費について4月人事異動に伴う現員現給の過不足額を調整しているほか、雪害及び暴風被害による公共施設等の修繕経費を計上している状況でございます。

それでは、歳出の主なものについてご説明申し上げますので、ずっと飛びまして15ページをお開きいただきたいというふうに思います。

2款総務費1項総務管理費、1目一般管理費で、一般職人件費として1億6,256万1,000円を計上してございます。先ほどお話いたしましたとおり、4月の人事異動に伴います4月1日現在での現員現給分の補正でございます。

同じく6目財産管理費で、財産管理計上分として1,312万3,000円を計上してございます。これは暴風により屋根が損壊いたしました旧十文字西中学校管理室棟の解体経費などの経費でございます。

次に、16ページをごらんいただきたいといます。

同じく7目企画費で、コミュニティ助成事業として1,170万円を計上してございます。これは自治総合センターによる宝くじ助成事業でございまして、平鹿地域の下醍醐コミュニティセンター建設助成、それから浅舞北部地区会議の気球の球皮購入助成及び横手地域の石町町内会による締太鼓などの購入費助成などでございます。

次に、17ページから18ページにかけてごらんいただきたいといます。

同じく9目地域局費でございます。公共施設再生可能エネルギー等導入事業として7,380万円を計上してございます。これは、雄物川保健センター、大雄庁舎及び山内地域局新庁舎への太陽光発電装置、蓄電池などを設置する事業でございまして、県の補助事業でございます。

続きまして、21ページをお開きいただきたいといます。

3款民生費1項社会福祉費、4目高齢者福祉費でございしますが、介護施設等緊急整備事業として300万円を計上してございます。これは、平鹿地域の地域密着型介護老人福祉施設の増床分でございまして、これに係る開設準備経費補助金として計上したものでございます。

同じく5目医療給付費で、福祉医療給付費合計で4,764万円を計上してございます。これは、福祉医療の対象者を8月から小学校児童の外來分へ拡大する県事業分並びに自己負担、それから所得超過世帯分の全額を助成する市単独事業の分を補正したものでございます。

なお、給付につきましては10月からということでございますので、半年分の経費の計上になってございます。

続きまして、22ページをお開きいただきたいといます。

同じく8目介護保険対策費でございしますが、介護保険特別会計繰出金として1,588万2,000円を計上してございます。人事異動に伴います人件費分の繰出金でございます。

同じく10目くらしの相談費でございしますが、老朽危険空き家対策事業として1,636万4,000円を計上してございます。空き家所有者への解体経費補助金や、空き家解体工事経費などの補正でございます。

次に、飛びまして25ページのほうお開きいただきたいというふうに思います。

4款衛生費2項清掃費、2目塵芥処理費で、西部環境保全センター運営管理費として6,057万6,000円を計上してございます。西部地区最終処分場の最終覆土工事経費の補正でございます。

同じく 2 目保全センター共通管理費として 1 億 1,102 万 1,000 円を計上してございます。これは南部環境保全センターの焼却炉内の耐火物、それから破袋機、こういったものの修繕経費でございます。

同じく 4 目廃棄物処理統合施設整備事業費で 1,785 万円を計上してございます。これは、施設基本設計及び事業者選定支援等業務委託で施設運営の前提が、公設公営方式からいわゆる公設民営方式に変更となったことに伴う委託料の増額補正でございます。

次に、26 ページをごらんいただきたいと思います。

5 款労働費 1 項 1 目労働諸費に、後三年合戦活用・誘客事業として 448 万 6,000 円を計上してございます。県の緊急雇用創出臨時対策基金事業により、後三年合戦を活用した観光誘客のための P R を行う事業の経費でございます。

次に、6 款農林水産業費 1 項農業費、3 目農業振興費、産地収益力向上推進事業といたしまして 1,462 万 4,000 円を計上してございます。これは J A あきたふるさとによる選果場への糖度光センサー導入に対する県補助について、市も協調いたしまして事業費の 12 分の 1 をかさ上げしようとする補助の事業でございます。

次に、27 ページをごらんください。

同じく 3 目農業振興費に、県農林漁業振興臨時対策基金事業といたしまして 705 万 5,000 円を計上してございます。新規に設立されました農業生産法人に対して、設立初期の経営管理や複合化などのための機械や施設の導入経費について支援する事業でございます。補助対象法人は横手地域の農事組合法人「おちあい」、十文字地域の農事組合法人「きずな」、以上 2 法人でございます。

次に、28 ページをお開きください。

同じく 9 目農業施設費で、有機センター等管理経費として 3,110 万円を計上してございます。これは、雪害により損壊いたしました大雄堆肥センター西発酵棟の屋根片面の復旧及び改修経費でございます。

次に、29 ページをごらんください。

同じく 2 項林業費 2 目林業振興費で、木造公共施設等整備事業といたしまして 2,400 万円を計上してございます。これは、雄物川地域の船沼地区へ木造の地区交流館を建設する事業費でございます。

少し飛びまして、33 ページをお開きいただきたいと思います。

9 款消防費 1 項 5 目災害対策費で、環境放射能測定費として 611 万 8,000 円を計上してございます。農産物等の食品に係る放射能分析装置 1 台の購入経費などの補正でございます。

34 ページをごらんください。

10 款教育費 2 項小学校費、1 目学校管理費で、小学校管理費として 1,392 万円を計上してございます。これは、朝倉小学校敷地用地の一部でございますが、購入経費などに充てる補正でございます。

同じく 3 項中学校費 1 目学校管理費で、公共施設再生可能エネルギー等導入事業としまして 200 万円を計上してございます。これは、平鹿中学校への太陽光発電装置及び蓄電池の設置に係る設計委託料の補正でございます。

36ページをお開きください。

同じく4項社会教育費6目文化財保護費で、市内本調査、県の委託事業でございますが、1,907万3,000円を計上してございます。これは、横手地域の清水町地区及び大雄、雄物川地域の宮田地区における経営担い手育成事業に伴う、埋蔵文化財の記録保存を行う県委託事業でございます。発掘調査面積が拡大したことによる事業費の増額補正となっております。

38ページをお開きください。

11款災害復旧費1項農林水産業施設災害復旧費、1目農業施設災害復旧費で、農地農業用施設災害復旧費として625万1,000円を計上してございます。これは、4月14日に発生しました大森地域の武道地区における市有の山林崩壊による民地への土砂流出に係る復旧事業費などの補正でございます。

同じく2目林業施設災害復旧費で、林業施設災害復旧事業といたしまして801万6,000円を計上してございます。これは、融雪によります増田地域吉野地区ののり面崩落災害に係る復旧事業費などでございます。

それでは次に、歳入についてご説明いたしますので、前のほうへ大きく戻りまして議案書の8ページをお開きいただきたいと思います。

15款県支出金では1億3,905万7,000円を計上してございます。主な内容でございますが、再生可能エネルギー等導入推進臨時対策基金事業費補助金7,400万円、福祉医療費補助金1,611万円、埋蔵文化財調査事業費の委託金1,907万3,000円などでございます。

21款市債では8,410万円を計上してございます。これは西部地区最終処分場覆土工事に係る一般廃棄物処理事業債6,050万円や、木造公共施設等整備事業に係る過疎債1,460万円などでございます。

次に、18款繰入金でございますが、財政調整基金から4億2,511万9,000円を繰り入れることなどにより、収支の均衡を図っておるところであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

1番木村清貴議員。

○1番(木村清貴議員) 21ページの福祉医療の件ですけれども、今の説明ですと、給付費が10月、これは所信説明で事業は8月からスタートして、レセプトの関係で給付費が10月から発生するという意味で解釈してよろしいか。それから所信説明では県の負担が1,600万円で市の負担が3,100万円ほどというふうに午前中書いていましたけれども、それと、この予算書で見る県費分と単独分が数字がちょっとわかりにくいので、もう一度説明をお願いしたいと思います。

○佐藤清春 議長 市民生活部長。

○小丹茂樹 市民生活部長 まず、1点目の事業開始と給付の時期につきましては、今議員がお話しのとおりであります。2点目の予算書の県と市の負担分の表記がわかりにくいということですが、予算書21ページにあります県費分、単独分の記載であります。これは県対象事業の総額ベースで書いておりま

して、先ほど市長が所信の中でお話ししました負担分については、ちょうど予算書の真ん中の欄の財源内訳のところ、市の全体の負担分が幾らかということは記載しております。若干、ちょっと事業費ベースと財源負担ベースがわかりにくくなっておりますので、大変申しわけありませんでした。いずれ、次の機会からはできるだけわかりやすいような表記に努めたいと思います。よろしくお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。

2番佐藤誠洋議員。

○2番（佐藤誠洋議員） 9款の消防費ですけれども、放射能測定器の購入についてです。今回、この購入に関しては消防費ということでありまして、実際は市長公室で行うと。その現場は平鹿地域局の2階部分を使うということでありました。これの責任の所在ですけれども、まずどこにあるのかということと、統括する方はどなたなのか、その責任の所在をお知らせください。

○佐藤清春 議長 総務企画部長。

○浮嶋伸 総務企画部長 議員ご指摘のように、大変いろんなところが部署が出てまいりまして、混乱させている要因にもなっているかと思いますが、今、市長公室を中心にやっております。それというのは、この事業の中で関係する部署が多岐にわたりまして、例えば保健所であるとか県の所管する部署、あるいはその他の機関とかいろいろございまして、その中で全体のすり合わせと申しますか、協議を必要とする部分がありましたので、市長公室でやっているという状況でございます。でも、今後ですけれども市長公室では設置の部分までということで進めてまいりますが、そういった広報の部分、知っていたく部分については市長公室が中心にやっていきたいと思っておりますが、実際の動いた後の所管につきましては、例えば環境部門がいいのか、そういうところについての決定にはなっておりませんので、今内部調整中でございますので、そこら辺しっかり決定した段階で、きちんとした周知をしてご理解いただくような形で進めてまいりたいというふうに思います。

いずれにいたしましても、今設置できるまでの間は、市長公室が所管という形で進めさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○佐藤清春 議長 2番佐藤誠洋議員。

○2番（佐藤誠洋議員） そういうことですか。そうしますと、先ほど市長の所信にもありましたように市の独自の検査体制がないということで、非常に市で単独で購入するということは大変今の時代にはいいのかなとは思いますが、これ運用の仕方とかさまざまな面をきちんとしておかないと、やっぱり逆に混乱する可能性も非常に起こると。と言いますのは、恐らく県のほうでもそうでしょうけれども、ちゃんとした業者と申しますか、財団法人みたいなところで測定したのは、大丈夫ですよという、多分証明書を発行すると思うんですけれども、県とかは証明書の発行は恐らくないと思われ、市でも証明書の発行というものは恐らくないものと私は思います。どうかわかりませんが、

そういう中で、まずは運用面をきちんとしてないと混乱が起こるおそれがあると、さらに一番私懸念す

るのは、今内部調整中ということでしたけれども、これまでの市のさまざまなこういった多岐にわたる庁内横断的にわたるような事業に関しまして、なかなか思うように進んでこなかったという、今までの反省点があるのではないかと思います。その点で、いま一度お尋ねしますけれども、最終的にはもちろん市長であるとは思いますが、事務方の事業を進める上での責任者、統括者、これをお知らせください。

○佐藤清春 議長 総務企画部長。

○浮嶋伸 総務企画部長 この機械の導入も含めて、運用についてもそうなんですけれども、関係課、10課ほどですけれども集まって、その中で協議をしながら確認しながらいっているという状況でございます。ですから、今事務方の取りまとめ役、要するに今リードしているのは市長公室ということで進めさせていただいておりますが、いずれそのチームの中で検討したものを政策会議なりで議論も踏まえて決定されていって、議会のほうにもご報告させていただくというような形で進めたいというふうに考えております。

以上でございます。

○佐藤清春 議長 2番佐藤誠洋議員。

○2番（佐藤誠洋議員） どうしても責任者がきちんとしていないと、統括する者がいないとたらい回しになるというか、だれがどういうふうになったのかわからなくて、現場だけが動いてしまうというふうな今までの流れがありますので、特に農産物を中心に測るということになれば、今ちょうどこれから農産物の出荷とかが盛りになってくることでして、そういった体制を、今まずここで議決になった場合、すぐにでもこれができるように、各部署の連絡等、そういうのは市長公室で今やるということでしたけれども、やっぱり現場をシミュレーションしてどうすれば一番間違いなくできるのかというのを、今からでもきちんとしておいて、それでとにかくそうする上で内部的にだれが責任者であれば一番いいのか、統括者であればいいのか、そういうことをやっぱり今からいろいろ検証しながら、シミュレーションしながら進めていくのが間違いのない方法で一番いいと思いますけれども、ぜひ、そうしていただきたいと思います。

○佐藤清春 議長 総務企画部長。

○浮嶋伸 総務企画部長 ただいまご指摘ありましたこと、それから今までプロジェクトチームの中で、運用でちょっと考えなければいけないという部分も確かにあったかと思っておりますので、そういう点を十分に考慮いたしまして進めてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑。

23番播磨博一議員。

○23番（播磨博一議員） 26ページの6款、それの中の産地収益力向上事業、JAふるさとの選果場への糖度センサーの導入とありますけれども、まずこの導入ですけれども、今ある施設の増強なのか、そ

れとも新設でこのレーンを設けようとしているのか、それをまずお願いしたいと思います。

○佐藤清春 議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 光センサーの更新でございます。今までの光センサーは、例えば凍害等で中が傷んだものとかが判別できないような機械でございました。今回は透過型で、中で傷んだものまで判別できるというような形の性能の高いものでございます。現在市場等で全体の、中のほうまで保障できるような品質のものが求められておまして、これによりまして、雪害で大変苦しんでおります果樹農家等の販売額が上がることを期待しております。以上です。

○佐藤清春 議長 23番播磨博一議員。

○23番(播磨博一議員) いわゆる最新型のセンサーにというお話でしたけれども、ここ昨年、それからことしの冬もそうでしたけれども、豪雪によって非常にリンゴのほうの被害が大きいということで、桃への改植が大分進んだというふうに聞いております。ここ2年ばかりで面積的には3割ほど急激に伸びているわけですが、これが桃といいますと、結果、要するに獲れるまで桃栗3年と俗に申しますけれども、六、七年いたしますと非常に生産量が伸びてくると思いますけれども、このセンサーはリンゴを主体にと多分想定、私は思っているわけですが、これ桃にも使えるというふうな形で理解してよろしいのでしょうか。

○佐藤清春 議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 このセンサーは高度な機械でございまして、桃等にも対応できる機械でございます。

以上です。

○佐藤清春 議長 23番播磨博一議員。

○23番(播磨博一議員) 県内においては、鹿角市が北限の桃ということで非常に、全国的にも評価といたしますか、名前が通っているわけですが、ここも横手もそういう意味では、北限まではいかないわけですが、ある意味北限という意味では十分産地になり得ると思います。桃というのは何といたしますか、外観がよくても、とにかく味がまずければ、味がまずければというよりも、生産物の中身に差があると非常に苦戦する、しやすい果物だというふうに聞いております。そういう意味では、このセンサーが非常に有効に働くと思いますけれども、今後農協のほうではどのような形でこのセンサー、各選果場にあると思いますけれども、更新というのはいかに考えておられるのか、そういうお話等はあるのでしょうか。

○佐藤清春 議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 桃の場合はリンゴとちょっと違っていて、個々に選果する機械といたしますか、流すラインの機械も選びます。今回のやつも平鹿と増田のほうに入るわけですが、平鹿のほうは桃の対応ができるわけですが、現在のラインの設定では増田のほうができないというような形になりますので、桃を増やしていった段階で農協のほうが増やしていく、まだ正式には伺っておりません

けれども、必要に応じて農協さんのほうで増やしていくものと思っております。

以上です。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。

18番齋藤光司議員。

○18番（齋藤光司議員） 市長の所信説明の中で、非常に真剣に聞きました。その中で非常に雇用について、今の時勢、一にも二にも雇用、我々に与えられた使命だと思っています。そういう部分の中で5月11日に公表された実践型地域雇用創造事業、これが指定された。方向性も横手市雇用創出協議会が実施しながら6次産業化の推進、あるいはソーシャルネットワークサービス等の活用、それで雇用を増やしていくと、方向性も示していると。ところが期待をして今回の補正予算を見たときに全然ないと、数字が。何だ言っただけか、それじゃ困るし、これがスピード感を持ってやらなければならない事業だろうと。総枠の中で、あるいは我々議員の知恵をかりて、その事業展開ができるのかも含めてもう少しこの部分について丁寧に教えてください。

○佐藤清春 議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 この事業につきましては、団体のほうへ交付される金額でございます、市のほうの予算を通るような事業ではございません。現在予定されておりますのが、3年間の総額で約1億4,700万円の事業費で、ことしは約4,200万円ほどの事業が協議会のほうに入るような形で計画をされております。

以上です。

○佐藤清春 議長 18番齋藤光司議員。

○18番（齋藤光司議員） そういうことなんですね。最初からそういう説明をすることがまず1つ。それからその中で、じゃ市の関与、政策として他の団体を通すときに、いかに我々が方向性を示しながらもそれを実践させ得るのだろうか、逆に。そっちはそっちで主体的にやっていくだろうし、そういう部分、ただここ中間で、ここ素通りでそっちへ行くのか、多分今の播磨議員の質問の中でも、農協が必要だからという話の中でやっていますよね。でも、市の施策としてそれも大事だけれども、その中で戦略として横手市がどうしていくという部分の中で、農協から願われたからやるのではなくて、やっぱり事業展開の中でそれが私はマーケティング推進課の主たる仕事になるべきだと、私は思っていました。今までやったことは確かに大したもんだ、焼きそばも含めて、B級グルメも含めて大したもんだけれども、でもその部分の中で、市がどういう方向の中で雇用、要するに仕事も含めて、農業施策も含めて、これ一般質問でやればいい話なんでしょうけれども、でも、そういう部分の中で非常に今話し聞いて弱いなって思っているんです。わざわざ市長に所信を説明させておいて、そのお金は全部ほかの団体に行くんだと、それじゃ市の施策じゃないだろうと、私はそう思うんですけれども、その考えを一つまず聞いて、この後は一般質問等でやっていきたいと思っておりますけれども、その部分をお願いします。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 2つお話ありましたけれども、糖度センサーにつきましては、確かに農協からの要請ではあったわけでありまして、糖度が安定している、見せかけの糖度ではなくてしっかり中身まで安定しているというようなことが出荷価格に大分影響があるというのはよくわかりましたので、これは積極的に応援すべきだということでやることにいたしました。

それから、今の雇用創出協議会につきましては、この後部長から答弁させますけれども、事務局は市でございます。市の商工労働課でございます。そこで、さまざまな雇用創出に関連する団体と機関と相談しながら事業メニューをつくりまして、それを申請して認可を得たと、こういうことですので、その辺の話を部長今ある程度できると思いますので、詳しくは委員会等でお知らせ申し上げますけれども、そういう中で今議員おっしゃったような、こんな形でやればもっとよくなる、これは市の一般会計に入っている予算ではありませんので、団体をお願いするわけでありまして、ここで直接的な議論はなかなかないんでありますけれども、しかし関連する話ではもちろんありますので、そういうご意見をいただけるような場をつくりたいと思し、そういう情報提供いたしたいと思します。

○佐藤清春 議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 地域の雇用創出協議会というものの中に市も当然入っておるわけですが、地域の経済団体、それから都道府県、それから有識者等々が入っておりまして、横手市全体の知恵を集めながらそこで雇用をどのような形に持っていったかということを経験して、質疑を進めるということですので、その中で市が中心的な役割を果たすということですので、市も積極的にかかわっていくというような内容でございます。中身につきましては、先ほどの、今回の要綱の中では、雇用の拡大のメニュー、それから人材の育成メニュー、それから就職の促進メニュー、それから雇用の実践メニューというような形のメニューの中から、どのものが有効かを議論をしながら進めていくような形になろうかと思します。

以上です。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。

4番土田百合子議員。

○4番(土田百合子議員) 16ページの2款総務費の7目企画費でありますけれども、国民文化祭事業についてお尋ねをしたいと思います。

2年後に控えているわけなんですけれども、ことしの計画、また市としてどのようなことを考えてらっしゃるのか、お伺いをしたいと思います。

○佐藤清春 議長 教育総務部長。

○小川良平 教育総務部長 ただいまご質問のありました国民文化祭の件でありますけれども、まず予定としては、平成26年実施ということで計画しております。ただ、今現在、県のほうといろいろ協議をいたしまして、実際実施する事業について、内容について今現在検討中だということでご回答といたしたいと思します。

以上でございます。

○佐藤清春 議長 総務企画部長。

○浮嶋伸 総務企画部長 国民文化祭についてはまだ先の話ですけれども、いずれプレとかプレプレとかという形での事業なりは展開していかなければいけないんじゃないかなというふうに思っています。それで横手のほうに来るメニューが、たしか6つか7つぐらいあったと思いますけれども、今想定されているメニューがです。そういうことを踏まえながら、国民文化祭の直接の事業としては、生涯学習のほうの担当のほうで進めていかれるわけですけれども、その期間、あるいは横手市としてそのときにどういう形でお客様をお迎えできるかというような部分については、教育委員会だけではなくて市全体として考えていかなければいけないのではないかなというふうに考えてございます。そういう面でその部分につきましては、経営企画課を中心にしてお迎えできる体制、あるいはそれに合わせたイベント等も含めてプロジェクトチームなりで進めていきたいということで、今準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。

22番寿松木孝議員。

○22番（寿松木孝議員） 6款2項9目農業施設費の中の有機センター等の管理経費ということで、大雄地区にある堆肥センターの修繕費だというふうに思いますけれども、この一財ではなくて多分さまざまところからこの経費は出てくるものかというふうに思いますけれども、そのあたりの詳細、ちょっと教えていただけますか。

○佐藤清春 議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 3,110万円というのは、屋根の一面全部をやる部分でございます。今回、雪害で被害を受けました部分が約2,000万円ほどございます。その部分につきましては共済の保険が適用になります。それ以外の部分につきましては一般財源を充てて、一面全体を修理するという形になります。

以上です。

○佐藤清春 議長 22番寿松木孝議員。

○22番（寿松木孝議員） だというふうに、私も多分、金額の詳細はわからなかったのですが、共済がきくだろうなというふうに思った次第でありました。たまたまなんですが、その壊れた場所を私も現場を見させてもらいました。非常に気になったのは、梁の部分が集成材使われていて、そののりの部分から縦に割れていると、のりの接着部分から割れているというふうなところも、何カ所か見受けられたように感じました、私自身としましてね。そういう中で考えたときに、やはりその施設の管理運営の中で、以前から言っているように酵素の部分がないので、攪拌してから置いたときに醗酵しているんです、まだ。本来であれば、あの施設のつくり方であれば、外に出してきた段階で醗酵の80%以上終わっているような形で、ほとんど硫化水素またアンモニア等はない仕組みになっているはずだというふ

うに認識しておりました。でも、現状のやり方では非常に出ていると。硫化水素の成分を考えますと、やはりビスがさびるだとか、それから集成材ですので接着剤に悪影響を及ぼしたことから、その部分が壊れたのかなというような分析も考えられなくもないというふうに思っております。

同じ使い方をすれば、多分そんなに遠くない将来に、また同じような問題が起きるといふふうに推察されるのですが、そこら辺はどのように考えていらっしゃいますか。

○佐藤清春 議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 集成材の場合、接着剤でくっつけるというような形になっておりますけれども、従来の材質よりも数倍の強度を有して接着してございます。ですから、なかなか表面的な部分の化学変化はあるにしても、大断面の集成材ですので、その影響は少ないかと思っております。

それから、昨年度からいろいろ醗酵の方法等を考慮いたしまして、いろいろな形のものを実験してございます。その関係で1次醗酵棟で醗酵が進んで、今回2次醗酵棟が傷んだわけでございますけれども、2次醗酵棟に行くと醗酵がほとんど終わっているということもありまして、熱が余り出なかったと。醗酵するとき熱が伴うわけですが、そのために室内の温度が上がらずになかなか滑りづらい状況が起きたのではないかというような形で考えてございます。

以上です。

○佐藤清春 議長 22番寿松木孝議員。

○22番（寿松木孝議員） ここら辺の見解は、ちょっと真っ向から違うような気がしますが、一部分だけがそういう形で壊れた、その原因はきっちり、やっぱりそれなりに分析していただく必要があるだろうなというふうな思いも兼ねまして、私は私見を言ったのですが、その部分が認識が違うという部分では、これはやむを得ない部分もあると思っておりますけれども、きちんとした検証はしていただきたいなというふうに思っています。ですから、攪拌機もしょっちゅう壊れたりとかいろいろな不具合が起きている、その主たる原因をよくよく自分なりに考えてみますと、やっぱり硫化水素という金属に一番悪影響を及ぼすものが発生している段階では、当然金属のつめ、そういうものも傷みやすいとかいろいろな部分があるというふうに私は思います。でありますから、たまたま同じような建て方をした他施設のあの手の建物で壊れたという事例は聞いたことがありません。由利本荘市にあるところなどは14年くらいで張り替えているという状況の中を考えますと、異常に時間が短い中で壊れてしまっていますので、そこだけが雪が降っているというわけではなくて、ほかのところも雪が降っているところに建っているものありますので、そのあたりの分析をきちんとしていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

平成24年度横手市一般会計補正予算（第3号）は、29人の委員で構成する一般会計予算特別委員会を設置し、この特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。

したがって本補正予算は29人の委員で構成する一般会計予算特別委員会を設置し、この特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました一般会計予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議員全員の29人を指名いたします。

暫時休憩いたします。

再開時間は午後2時40分といたします。

午後 2時33分 休憩

午後 2時41分 再開

○佐藤清春 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第84号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第26、議案第84号平成24年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。市民生活部長。

○小丹茂樹 市民生活部長 ただいま議題となりました議案第84号平成24年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

国保補正予算書の1ページをごらんください。

まず、第1条ですけれども歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億1,519万5,000円を追加し、補正後の総額をそれぞれ122億2,361万7,000円に改めようとするものです。

初めに、歳出からご説明いたしますので、11ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費ですが、51万円の増額は定期人事異動に伴います人件費を計上しております。

2款1項1目一般被保険者療養給付費ですが、1億2,752万1,000円の増額は、医療費実績に基づきまして、1人当たり4%の増加を見込んだものであります。

次に12ページをごらんください。

2款2項1目一般被保険者高額療養費ですが、5,042万4,000円の増額で、これも医療費実績に基づきまして、1人当たり10%の増額を見込んで計上しております。

次の3款及び4款につきましては、今年度の決定措置に基づく減額補正となっております。

次に、13ページをごらんください。

6款につきましても今年度の決定通知に基づく減額補正であります。9款では、財政調整基金積立金に2億円の積み立てを計上しております。これは、平成23年度繰越金約6億円の中から、財政基盤強化を図るために積み立てをしようとするものであります。

次に、14ページをごらんください。

11款1項3目償還金に6,999万9,000円を増額しております。これは概算交付された平成23年度の療養給付費負担金の実績による精算金を見込んだものであります

12款予備費では425万8,000円を増額をしております。これは保険給付費の3%分を計上したものであります。

次に、歳入を説明いたしますので8ページをごらんください。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税では2億4,083万7,000円の減額、2目の退職被保険者国民健康保険税では4,224万2,000円の減額とし、税率を昨年度と同様に据え置いて積算し、計上しております。

次の3款1項1目の療養給付費等負担金8,483万1,000円の減額は、国庫負担の交付率が今年度34%から32%に引き下げられる制度改正によるものであります。

次の9ページ、同じく2項3目災害臨時特例補助金1,000円ですが、これは東日本大震災により被災した被保険者にかかわる国保税の減免に対し、全額補てんする補助金を歳入の項目として新設するものであります。

次に、4款1項1目療養給付費等交付金は退職者にかかわる交付金で、4,616万1,000円を増額であります。これは、退職国保税の減額に伴う交付金の見直しによるものであります。

次の、5款1項1目前期高齢者交付金ですが782万4,000円を増額しております。これは、今年度の交付決定通知によるものであります。

次の10ページをごらんください。

6款2項2目県財政調整交付金1億2,323万1,000円を増額は、国庫負担の減額に伴いまして、県の交付率が7%から9%に引き上げられる制度改正によるものです。

9款1項1目一般会計繰入金51万円は、人事異動に伴う人件費の増額分であります。

次に、10款繰越金6億537万8,000円は、平成23年度の決算見込みによるものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第85号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第27、議案第85号平成24年度横手市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第85号平成24年度横手市介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

それでは、介護保険特会予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,892万1,000円を追加いたしまして、補正後の総額をそれぞれ103億8,380万4,000円に定めようとするものでございます。

それでは、補正の内容につきましてご説明いたしますので、4ページをお開きください。

初めに、歳出では1款総務費に741万4,000円、4款地域支援事業費に2,612万9,000円を計上しております。いずれも4月の人事異動に伴う職員人件費について現員現給で予算額を調整するものでございます。

3款の基金積立金では462万2,000円を減額しております。これは、本来1号被保険者に求める保険料について、地域支援事業分の財源を基金へ充てるというための減額でございます。

歳入では、地域支援事業の財源負担割合に応じまして、3款国庫支出金に869万3,000円、5款県支出金に434万6,000円を計上し、市の負担分と単独事業費分につきまして、8款繰入金として1,588万2,000円を計上し、収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第86号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第28、議案第86号平成24年度横手市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第86号平成24年度横手市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

それでは、特別養護老人ホーム特会予算書の1ページをごらんください。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ71万6,000円を追加いたしまして、補正後の総額をそれぞれ7億8,148万8,000円に定めようとするものでございます。

今回の補正の内容につきまして説明いたしますので、4ページをごらんください。

初めに、歳出では1款総務費に64万2,000円を計上しております。これは職員の人件費について調整したものと、4月の強風による施設の屋根などの補修経費などを計上したものでございます。

2款サービス事業費では7万4,000円を計上しております。こちらは報酬並びに職員人件費について現員現給で予算額を調整したものでございます。

歳入では、6款諸収入に災害共済金を18万4,000円、5款繰越金に53万2,000円を計上し、収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第87号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第29、議案第87号平成24年度横手市介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第87号平成24年度横手市介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

老健特別会計予算書の1ページをごらんください。

第1条、歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ319万7,000円を減額いたしまして、補正後の総額をそれぞれ5億740万1,000円に定めようとするものでございます。

補正の内容につきまして説明いたしますので、4ページをお開き願います。

初めに、歳出では1款総務費で247万9,000円を減額しております。これは施設管理費として業務員の報酬などとナースコール設備更新工事の設計監理料などについて392万1,000円を計上しておりますが、職員の減員による人件費を640万円減額することにより、1款では減額となっております。

2款サービス事業費でも71万8,000円を減額しております。これは報酬並びに職員人件費について予算額を調整したものによるものでございます。

歳入では、3款繰入金を319万7,000円減額して、収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第88号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第30、議案第88号平成24年度横手市指定通所介護事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第88号平成24年度横手市指定通所介護事業特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

通所特会予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ115万7,000円を追加いたしまして、補正後の総額をそれぞれ7,764万5,000円に定めようとするものでございます。

補正の内容につきまして説明いたしますので、4ページをお開きください。

初めに、歳出では1款総務費で6万4,000円を減額しております。これは職員人件費の過不足額を調整することによるものでございます。

2款サービス事業費では122万1,000円を計上しております。これは平成24年度の介護報酬改定により、サービス提供時間の延長が必要となったため、非常勤職員の時間外手当等について増額したものでございます。

歳入では、3款繰越金に115万7,000円を計上し、収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第89号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第31、議案第89号平成24年度横手市障害者支援施設特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第89号平成24年度横手市障害者支援施設特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

障害特会の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ908万9,000円を追加いたしまして、補正後の総額をそれぞれ2億9,308万9,000円に定めようとするものでございます。

補正の内容について説明いたしますので、4ページをごらんください。

初めに、歳出では1款総務費に908万9,000円を計上しております。これは職員及び非常勤職員の人件費について現員現給で予算額を調整したものでございます。

歳入では5款繰越金に908万9,000円を計上し、収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第90号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第32、議案第90号平成24年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 ただいま議題となりました議案第90号平成24年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

1ページをお開きください。

第1条では、歳入歳出予算の総額にそれぞれ631万6,000円を追加して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億175万6,000円に改めようとするものでございます。

2ページをお開きください。

第2表、債務負担行為補正では、雄川荘で使用する送迎用バスリースについて、期間を平成31年度までとし、限度額を916万6,000円として追加するものでございます。

歳出について説明いたしますので、6ページをお開きください。

1款施設運営費、1項施設運営費では、定期人事異動に伴います人件費の補正のほか、1目雄川荘経営費で、ふるさと応援基金によりまして入り口付近の生け垣を施工する費用、2目さくら荘経営費で、職員の減員に伴います臨時職員の経費並びに揚湯管の交換に要する費用、5目農業者休養施設経営費では、雪害によりまして破損した、浴室の梁修繕に係る設計及び工事の費用を計上してございます。

歳入について説明しますので、戻って5ページをお開きください。

5款諸収入2項雑入、1目雑入に農業者休養施設の雪害共済金430万5,000円のほか、一般会計からの繰入金によりまして、歳入歳出の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、産業経済常任委員会に付託いたします。

◎議案第91号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第33、議案第91号平成24年度横手市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○照井康晴 建設部長 ただいま議題となりました議案第91号平成24年度横手市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条では、歳入歳出予算の総額から歳入歳出予算それぞれ4,553万1,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ2億5,421万1,000円に改めようとするものであります。

第2条では、地方債の補正について、3ページの第2表、地方債補正に記載のとおり、補正後の起債の限度額を5,900万円に変更するものであります。

それでは、歳出の内容についてご説明いたしますので、9ページのほうをお願いいたします。

1款1項2目駅西地区土地区画整理事業費において310万円を減額し、補正後の額を530万円に改めております。これは昨年度実施いたしました換地処分に伴う精算徴収金の一括納付が当初見込みより多かつたことから、今年度の分割納付による精算徴収金652万3,000円を減額し、合わせて新たに納付となる342万3,000円を増額するものであります。

次に、3目三枚橋地区土地区画整理事業費においては4,243万1,000円を減額し、補正後の額を2億4,875万6,000円に改めるものであります。その内訳は、4月の人事異動に伴う人件費の見直し、また総合交付金の今年度内示額が減額となったことから、関連社会資本整備事業で4,580万円を減額しております。また、効果促進事業では財源の振り替えを行っております。

次に、歳入の内訳でございますが、6ページに戻っていただきたいと存じます。

歳入歳出補正予算事項別明細書に記載のとおり、1款国庫支出金では都市計画費補助金としまして2,760万円を減額しております。これは交付金の内示額の減に伴うものであります。5款精算金では精算徴収金652万3,000円を減額してございます。これは先ほどご説明したとおりでございます。また、6款市債では都市計画事業債を1,590万円減額しております。これらに伴う過不足額につきましては、4款繰越金に前年度繰越金412万3,000円を繰り入れるとともに、3款繰入金に一般会計繰入金として36万9,000円を繰り入れし、歳入歳出収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第92号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第34、議案第92号平成24年度横手市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

○鈴木弘志 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第92号平成24年度横手市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

集落排水事業特別会計の1ページをお開き願います。

第1条では、歳入歳出予算の総額からそれぞれ251万6,000円を減額し、総額を5億6,412万7,000円に改めようとするものでございます。

歳出からご説明申し上げますので、6ページをお開き願います。

1款1項1目一般管理費では、集落排水水洗化台帳システムの整備事業に合併市町村補助金が充てられることによる財源振替でございます。

次に、2款1項1目集落排水施設事業費では251万6,000円を減額しております。これは定期人事異動によります職員人件費の調整によるものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、5ページをお開き願います。

下段の、10款国庫支出金総務費国庫補助金では、歳出で申し上げましたとおり、集落排水水洗化台帳システム整備事業に合併市町村補助金が充てられることになったため、新たに歳入の款項目を設けまして14万円を増額しようとするものでございます。

5款1項1目一般会計繰入金では265万6,000円を減額して、収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第93号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第35、議案第93号平成24年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

○鈴木弘志 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第93号平成24年度横手市浄化槽市町村整備推

進事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

浄化槽の特別会計の1ページをお開き願います。

第1条では、歳入歳出予算の総額にそれぞれ124万2,000円を追加し、総額を1億235万8,000円に改めようとするものでございます。

歳出からご説明申し上げますので、5ページをお開き願います。

1款1項1目一般管理費では124万2,000円を増額しております。これは定期人事異動による職員人件費の調整によるものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。同じページの上段になります。

5款1項1目繰越金に124万2,000円の増額をいたしまして、収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第94号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第36、議案第94号平成24年度横手市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

○鈴木弘志 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第94号平成24年度横手市水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

水道補の1ページをお開き願います。

第2条、収益的支出の予定額の補正でございます。

第1款、水道事業費用の総額17億3,358万2,000円から608万3,000円を減額し、支出総額を17億2,749万9,000円に改めようとするものでございます。これは定期人事異動による職員人件費の調整によるものでございます。

第3条は、資本的支出の予定額の補正でございます。

第1款、資本的支出の総額46億8,020万1,000円に144万7,000円を増額し、支出総額を46億8,164万8,000円に改めようとするものでございます。これにつきましても、定期人事異動による職員人件費の調整によるものでございます。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額11億2,592万2,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金を9億1,275万3,000円に改め、不足額を補てんしようとするものでございます。

次に、2ページをごらんいただきたいと思います。

2ページの第4条でございますが、議会の議決を得なければ流用することのできない経費、職員給与費の変更でございます。

なお、詳細につきましては、3ページ以降の補正予算に関する説明書に記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第95号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第37、議案第95号平成24年度横手市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

○鈴木弘志 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第95号平成24年度横手市下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

下水道補の1ページをお開き願います。

第2条は、収益的支出の予定額の補正でございます。

第1款、下水道事業費用の総額17億2,469万9,000円から919万6,000円を減額し、支出総額を17億1,550万3,000円に改めようとするものでございます。これは、定期人事異動によります職員人件費の調整で229万3,000円を増額いたします。そして、資産評価額の修正による減価償却費1,148万9,000円を減額することによるものでございます。資産評価額の修正につきましては、主に山内浄化センターの建物、それから機械設備等の資産額の修正によるものでございます。

第3条は、資本的収入及び支出の予定額の補正でございます。

第1款、資本的収入の総額12億4,463万2,000円に30万円を増額いたしまして、収入総額を12億4,493万2,000円に改めようとするものでございます。これは企業債の特別措置分の限度額を7,960万円から7,990万円に増額することによるものでございます。

次に、第1款、資本的支出につきましては、支出の総額18億3,933万円に279万9,000円を増額し、支出総額を18億4,212万9,000円に改めようとするものでございます。これは定期人事異動によります職員人件費の調整によるものでございます。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額5億9,719万7,000円につきましては、当年度分損益勘定留保資金を4億8,687万4,000円に改め、不足額を補てんしようとするものでございます。

次に、2ページをごらんいただきたいと思います。

2ページの第4条では、平成23年度に発生いたしました下水道事業特別会計の債権にかかわる未収金の額を改めようとするものでございます。

第5条では、企業債の限度額を改めようとするものでございます。

第6条では、議会の議決を得なければ流用することのできない経費、職員給与費の変更でございます。

なお、詳細につきましては、3ページ以降の補正予算に関する説明書に記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、建設常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○佐藤清春 議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

明6月12日から6月17日までの6日間、休会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。

したがって、明6月12日から6月17日までの6日間休会することに決定いたしました。

6月18日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時15分 散 会